

令和7年第5回 飯塚市議会会議録第9号

令和7年12月18日（木曜日） 午前10時10分開議

○議事日程

日程第16日 12月18日（木曜日）

第1 議案の補足説明、質疑、討論、採決

- 1 議案第118号 令和7年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 2 議案第126号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 3 議案第127号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 4 議案第128号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 5 議案第130号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

第2 人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議案第148号 監査委員の選任につき議会の同意を求めること

第3 請願の説明、質疑、討論、採決

- 1 請願第14号 サンビレッジ茜の存続に関する請願
- 2 請願第15号 ごみ処理計画の抜本的な見直しを求める請願

第4 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議員提出議案第19号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出
- 2 議員提出議案第20号 地域医療提供体制の維持・確保のための診療報酬改定等を求める意見書の提出
- 3 議員提出議案第21号 介護保険制度の改善に関する意見書の提出
- 4 議員提出議案第22号 全額国費による学校給食の無償化の実施を求める意見書の提出

第5 議案の補足説明、質疑、討論、採決

- 1 議案第119号 令和7年度 飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 2 議案第120号 令和7年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第1号）
- 3 議案第121号 令和7年度 飯塚市工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- 4 議案第122号 令和7年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 5 議案第123号 令和7年度 飯塚市立病院事業会計補正予算（第1号）
- 6 議案第124号 飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 7 議案第125号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 8 議案第129号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例
- 9 議案第131号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 10 議案第132号 飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 11 議案第133号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例
- 12 議案第134号 飯塚市水道事業給水条例等の一部を改正する条例
- 13 議案第135号 飯塚市うぐいす台団地汚水処理事業条例

- 14 議案第 1 3 6 号 飯塚市うぐいす台団地汚水処理事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例
 - 15 議案第 1 3 7 号 財産の譲渡（太郎丸二区集会所建物）
 - 16 議案第 1 3 8 号 財産の無償貸付け（ふれあい広場）
 - 17 議案第 1 3 9 号 土地の処分（飯塚市鯉田字黒岩）
 - 18 議案第 1 4 0 号 土地の処分（栗尾工業団地南側）
 - 19 議案第 1 4 1 号 指定管理者の指定（飯塚市健康の森公園体育施設）
 - 20 議案第 1 4 2 号 指定管理者の指定（街なか子育てひろば）
 - 21 議案第 1 4 3 号 指定管理者の指定（サン・アビリティーズいづか）
 - 22 議案第 1 4 4 号 指定管理者の指定（飯塚立体駐車場）
 - 23 議案第 1 4 5 号 市道路線の認定
- 第 6 追加議案の提案理由説明、補足説明、質疑、討論、採決
- 1 議案第 1 4 6 号 飯塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
 - 2 議案第 1 4 7 号 飯塚市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例
- 第 7 報告事項の説明、質疑
- 1 報告第 1 4 号 専決処分の報告（車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
 - 2 報告第 1 5 号 専決処分の報告（公用車による物損事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
- 第 8 各種報告事項の説明、質疑
- 1 第 3 次飯塚市総合計画策定基本方針について（企画政策室）
 - 2 第 2 次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略総括評価報告書について（企画政策室）
 - 3 工事請負契約について（契約課）
 - 4 工事請負変更契約について（農業土木課）
 - 5 飯塚市教育委員会事業評価結果（令和 6 年度分）について（教育総務課）
 - 6 工事請負契約について（企業管理課）
- 第 9 署名議員の指名
- 第 10 閉 会

○会議に付した事件

- 第 1 議案の補足説明、質疑、討論、採決
- 1 議案第 1 1 8 号 令和 7 年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
 - 2 議案第 1 2 6 号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
 - 3 議案第 1 2 7 号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
 - 4 議案第 1 2 8 号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
 - 5 議案第 1 3 0 号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 2 人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決
- 1 議案第 1 4 8 号 監査委員の選任につき議会の同意を求めること
- 第 3 請願の説明、質疑、討論、採決
- 1 請願第 1 4 号 サンブレッジ茜の存続に関する請願
 - 2 請願第 1 5 号 ごみ処理計画の抜本的な見直しを求める請願

第4 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議員提出議案第19号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出
- 2 議員提出議案第20号 地域医療提供体制の維持・確保のための診療報酬改定等を求める意見書の提出
- 3 議員提出議案第21号 介護保険制度の改善に関する意見書の提出
- 4 議員提出議案第22号 全額国費による学校給食の無償化の実施を求める意見書の提出
- 5 議員提出議案第23号 江口徹議長に対する議長辞職勧告決議

○議長（江口 徹）

これより本会議を開きます。

昨日に引き続き、「議案第118号 令和7年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

昨日の質問議員の質疑に対して答弁をさせていただきます。先行売却地からの排水につきましては、県道沿いの市有地の中に確保するようにしておりますので、市の開発地の中に排水経路を確保するものでございます。

改めまして整理してご説明させていただきますと、当初、令和6年9月の土地処分時には、先行売却事業者が先に開発をするということで進めておりましたので、先に先行事業者が排水計画を立てて開発を行い、開発が完了した後で、市が開発を行う予定としておりましたことから、別々の排水計画を想定しておりました。

しかしながら、その後、先行事業者の開発に係る事業計画が遅れていることから、市の開発が先行するような状況となっております。この点が、開発行為の順番が逆転した状況となっております。そのため、先行売却地の排水経路を確保する必要がありますことから、北側県道沿いの市の敷地内に、市の開発区域内になりますけれども、排水路のスペースを確保した設計を、現在、お願いしているところでございます。

また、市の開発が先行する状況となったことによりまして、開発許可権者であります福岡県に確認したところ、先行売却地が開発完了していない状況であれば、現状を見た上で、先行売却地内から排出されている雨水についても、市の開発において調整池等の計算を行うよう指導があったものでございます。その内容で、現在、基本設計を進めているところでございます。

現在、先行売却地の事業者の開発計画が遅れておりますことから、先行売却地からの排水路は未定ではございますけれども、市の事業をこれ以上遅らせることができないため、当初、先行事業者が計画していた敷地北側市有地内に排水路敷地を確保しておりますが、市の開発完了後に、市の排水路に接続したいとの申出があれば、他の市排水路等と同様に、排水路の容量内での排出量である場合には接続を行うことになるかと考えております。

また、市の調整池につきましては、当初の計画どおり先行売却地事業者の開発が完了した後に、市の開発に取りかかる場合より調整池を大きくする必要がありますので、先行売却地事業者に対しては、整備費の増額分について負担金が発生することを説明し、市の負担が増加しないように、現在、考えているところでございます。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

今の説明は、以前、経済建設委員会のときから、十分に分かった中で質問をして、あなた方が明確に答弁をされた。それと全く真逆のね、今の答弁ですよ。そういうことが分かった上で、あなた方は以前から、経済建設委員会で質問した中において、答弁をずっと繰り返してきたでしょう。どうして急に、そこがそういうふうに変ったわけ。今まで説明してきた答弁が間違いだっ

たということですか。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

令和6年9月の経済建設委員会でございますけれども、その時点では、先ほど説明させていただきましたが、先行売却事業者が先に開発をして、その後に市の開発を行うという計画で進んできたところでございます。その後、先行事業者の開発計画が出てこなかったことによりまして、市の開発のほうが先になるような状況になったことから、開発行為の順序が逆転する形になりまして、そうなりますと市の開発が先になるということになり、先行事業者の土地の排水も含めた流量計算を行って、調整池等の計画を行う方向に変わったものでございます。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

先ほどから同じことの話になるけど、先行事業者、これは土地の売却をする段階において、そういう約束ができていたわけでしょう。以前もそういう話をずっと繰り返してきたわけ。だから、先行事業者がやれば、排水計画もそういうような形になりますよと。でも、先行事業者の開発の時期がずれて、飯塚市のほうが工業団地の開発申請を出す中において、市の用地の中に排水を持ってこないとできないでしょうということを、さんざん注意してきたと思いますよ。

それでもあなた方は、あくまでも市有地の中には、市の工業団地の中には排水は持ってこない。調整池も別々に造りますということを、ずっとあなた方は説明してきたじゃない。何で1日たったら、昨日の答弁と逆の答弁をしているわけ。おかしいんじゃないの、あなた方の考え方が。

だから、今までの説明で、どの段階が間違いであって、これが本当の話ですよということを明確に出してちょうだい。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

令和6年9月の経済建設委員会のときからご説明をさせていただいておりましたけれども、ちょっと私の説明が不十分だったこともあったかもしれませんが、先ほどの答弁と重複いたしますけれども、当初、先行事業者が先に開発を行いまして、排水路の計画を立てて排水をする。その後で市が開発を行って、基本設計、実施計画に基づいて工事を行うということで進めておりましたけれども、先行事業者のほうの開発計画が遅れたことによりまして、市の開発のほうが先になるということになりまして、そういった中で、現在、市の開発が先になるということで、順番が逆転したことによりまして、現在このような状況になっているものでございます。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

同じことの答弁ばかり言っても一緒なんですよ。だから、それであるならば、以前の経済建設委員会であなた方が答弁した内容を全部出してごらん。

基本的に工業団地の土地の取得をされたところと、当初に売却の段階で、そういった時期とかそういう計画も全部立てた中において、あかね工業団地の、飯塚市の工業団地としての開発の時期を決めたわけでしょう。それが後先になったから、そういう事態が発生しましたと。売却する段階から分かっているわけでしょう、それは。そういう約束の下に売却したわけでしょう。

それに付け加えて言いますと、「あかね工業団地」という名称をつけて、工業団地という形になっていない状況の中で、あなた方はこの土地を売却しているわけよ。本来ならば、工業団地を全部整備した中で売却するのが筋じゃないの。これは日鉄かな、日鉄から土地の購入をした。土

地の購入をした中において、そのまま何も扱わずに土地の売却をしたと。工業団地として売却したんですか。ただ土地だけを売ったわけでしょう。しかも土地だけを売却するということは、できるんですか。工業団地という名称をつけたから売却ができたわけ。土地を当初購入するときに、そのままの、現状のままで売却しているわけでしょう。その辺りはどういうふうに考えているわけ。飯塚市が例えばどこの場所でも「工業団地」という名称をつけたら、もうそれで売却できるわけ。しかも、これは開発をして、工業団地として造るという前提の下に売却しているわけでしょう。先行事業者の開発が遅れたから、飯塚市のほうでその分の整備をしなくてはいかんという話は、最初から話しているでしょう。飯塚市の工業団地の造成をするときに、隣接した土地を売却した所の排水は、市の造成工事の中に入れなくてはできないんじゃないかということは、再三アドバイスはしたと思いますよ。それでもあなた方は、市の造成地の中には、隣接の造成する所の排水は一切流させませんということを明確に言ってきているんです。

だから、昨日も言ったようにね、県道沿いに排水を流すように計画を指示しますと。昨日、私が質問したのは、それは市有地には一切入らないのかということを知っているわけよ。そのあたりの答弁は、今、県道沿いに面した市有地の中を通しますと。それまでもう話が終わっているわけ。答弁ください。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

まず、1点目でございますけれども、市有地の中に先行売却地の排水を流すことにつきましては、当初、令和6年9月の時点におきましても、先行売却地の土地につきましては、市の土地を介してではないと、馬敷川のほうに経路が確保できないといった状況がありますことから、市の県道沿いの市有地の中を通った排水計画ということで協議をしまいったところでございます。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

あなたは説明したばかりでしょう。県道沿いに排水を流させると。だから、私が質問したのは、市有地の中には一切入れられないのかという質問もしているわけよ。今までの答弁と全く真逆の答弁を、あなたはずっとしてきているわけよ。あなたが昨日答弁した分は、全く違う答弁をしているわけ。分かっていますか、それ。昨日、どなたかからアドバイスを受けて、やっとそれに気がついたんじゃないの。昨日までの答弁と、今あなたが言っているのと全然違うよ。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

私の昨日の答弁の中で、県道沿いといったところの説明の中で、そこで県道側のというところで答弁させていただきましたけれども、そこで私の説明が不足していたかと思っておりますので、その点については申し訳なく思っております。

本日、冒頭でご説明いたしましたけれども、先行売却地からの排水につきましては、県道沿いの市有地の中に確保するようにしておりますので、市の開発地の中に排水経路を確保するものということで考えております。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

角度を変えて質問しますが、市のあかね工業団地、これの市の開発、この中には、一切、隣接工業団地の事業をするところの排水は通ってこないということ。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

先ほどの答弁と重複いたしますけれども、今回、市の開発行為のほうが先になることになりま
す。市の開発が先行する状況になったことによりまして、先行売却地が開発完了していない状況で
ございましたら、先行売却地内から排出されている雨水につきましても、市の開発において調整
池等の計算を行うよう指導があったものでございます。

こういったことから、市が開発を行い、その後、先行売却地の開発行為が行われた際の排水に
つきましては、当初、市が開発を行う場合には、全体一体的な敷地での流量計算をした上で排水
施設を設置することになりますので、その分については、先行売却地からの排水は、市の開発地
の中に流入してくることになります。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

だから、それをずっと今まで言ってきたじゃない。あなた方は市の開発をする中には、隣接工
業団地を売却した相手方の排水は一切入れさせませんということを、しきりにあなた方は断言し
てきたわけよ。だから、開発行為が後か先かによって、そういう状況が発生するということは分
かっていたことじゃないですか。だから、上の水理解析をして水の排水、これについては、私が
アドバイスしたのは、あくまでも受益者負担で、そういう言葉で全部計算した中で按分して、全
部費用負担をしてもらったらどうかということまでアドバイスをしてあげているよ、あなた方
に。それでも、あなた方は今まで頑として自分のところの造成工事の中には、隣接事業者の排水
は一切入れませんと。だから、あくまでも別々ですと行って今まで答弁してきたのよ。何でそれ
が急に変わったわけ。やっとそれが分かったわけ。

しかも、売却をするときに隣接事業者が、特約は4年ということでしょう。それを一緒に何で
やれないの。もう1年と4か月たったという、昨日の答弁は1年と4か月やったかな、それをし
ているのに、あと2年と8か月しかないわけ。今から開発申請を出して、しておけば何か月間と
いう期間がかかるわけでしょう。だから、そういうことを見ておくと、一緒にやればいいじゃな
い。結局、排水は市の中に入れなくては駄目ということになっているわけ。

あなた方が今まで答弁してきたね、頑として排水は別々ですと。馬敷川に流末処理をする排水、
これも別々で県土整備事務所と話をして排水を流す計画を立てていますと。そこまで言い切っ
ているのよ、あなた方は。市の調整池の中から排水すれば1か所になるわけでしょう。馬敷川に流
すのは2か所ですか、1か所ですか。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

現状におきましては、馬敷川に放流する箇所につきましては、先行事業者の開発計画に基づい
た排水計画が、現在、まだ出てきておりませんので、1か所になるのか、そうでないのかとい
うのは、現時点では分かりかねます。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

だから、その答弁もおかしいでしょう。今まであなた方はね、経済建設委員会の中で、別々に
流して2か所ですと、はっきり言い切っているのよ。何で今になって1か所になるか、2か所
になるか分かりませんと言うの。今のあなたの説明であれば、1か所になってくるわけでしょう。
水理解析して、水の流量計算をして、どういうふうに流すかということまで考えると、1か所
になってくるような答弁ですよ。あなたの答弁を聞くと。どっちなの。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

先行事業者の今後の開発計画の内容にもよってまいりますけれども、市の開発後に、先行事業者の開発計画の中で、その中で調整池を造って、市の開発で出来上がりました調整池のほうにつなぐということになりましたら、市側への放流は1か所になりますけれども、そうでなくて先行事業者の開発計画の中で、直接放流といったことが、計画の中で出てくることがあった場合には、2か所での放流といったことも想定されるかと考えております。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

これだけ説明して分かりませんか。あなたの今の答弁は、隣接開発業者が市の調整池のほうに持って来れば1か所になるかもしれない。それは打合せすればできることじゃないですか。打合せをして、どうしますかと。あなた方が言ってきたのは、今までは、市は市で単独で調整池を造って、水理解析も市の面積の水理解析をしますと。ただ、県の申請については、県のほうからの指導で、隣接する開発行為の予定があるところについては、水理解析をして、その流量計算までして調整池を造ってくださいという指導があっているわけでしょう。隣接する工業団地を別のところが造る分は、そこはそこで調整池を造るということで、あなた方は全部説明してきたじゃない。どっちなの、それは。まだ、今のところ調整をした中で、どういうふうになるか分かりませんという言葉に今度は変わってきたわけ。

じゃあ、もう一つ聞きますけど、いいですか、基本設計、これは、今、止めているわけですか、進めているわけ。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

今の基本設計の業務についてお答えさせていただきます。現在、進行中ということで、止めているといったことはございません。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

当初予算を組んでいた分で、基本設計委託をしているところの職員さんが、市のほうに入ってきて、飯塚市役所の中で作業しますという説明がありましたよね。そこの辺りはどういうふうになっていますか。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

基本設計を受けている事業者の社員さんが、市の代替職員として配置されているということではございません。

基本設計の業務につきましては、委託ということで受注者に発注しております。派遣職員につきましては、工業団地造成事業に係る全体の事業についての派遣ということで、委託とは別で、職員の派遣を受けているところでございます。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

派遣職員は、今現在はストップしているわけ。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

この工業団地造成事業の業務を継続して行っているところでございます。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

そうしたら、工期が延びましたよね、令和8年1月30日まで、基本設計の。派遣職員はそのまま継続してずっと来ているわけ。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

派遣職員につきましては、年度での派遣となっておりますので、3月31日までの期間となっております。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

では、1つの方法をアドバイスしますが、隣接する工業団地については、隣接する工業団地の相手方と飯塚市の境界がありますよね。これに市道を一本造れば、開発は別々になるんですよ。潤野小学校の土地、財産活用課かな、あそこが先日出していましたよね、道路を1本造って、校舎を崩したほうと運動場のほうと。道路を1本造ることによって別の扱いになる。分かっていますか、それは。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

その潤野の案件については把握しておりません。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

開発行為をするに当たって、今、あなた方が言っているのは、隣接事業者の分まで水理解析をして、その分まで開発の面積として扱いますよという県の指導でしょう。だから、市道が1本通れば別の扱いになるんですよ。企業誘致としてね、あなた方はそういう仕事をしているのであれば、そういうこともしっかり勉強してくださいよ。

だから、この扱い方はね、このあかね工業団地、もう売却済みの所、これまで一体として、県の見方で開発行為を出してくださいということを言われている。それにはあくまでも水処理の問題が一番大きいわけですよ。

それを、再三、もう1年以上前から言っていますよ、これは。それでもあなた方は、あくまでも水は飯塚市の工業団地の中には流させませんと、はっきり言い切ってきているわけ。それが今になって、ころっと変わって、県の指導とか、そういったことを言いながらも、飯塚市は飯塚市で都市計画もあれば都市建設もあるし、技術屋さんがいるわけでしょう。そういうことと連携して、分からない部分は聞いて、全部アドバイスを受けてやればいいことじゃないですか。それをあなた方はしなかった。そして自分たちの意見ばかりを無理矢理ね、議会に説明して納得してもらおうと思っていた。でも、それは間違った形だから、納得はできませんよ。

そして、前後しますがね、土地の購入をして、そのまま売って、工業団地として売却された。このことについては、どういうふうに考えていますか。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

質問議員が先ほど言われました、本来、工業団地は市のほうで造成をして、それから売却をしていくといったのが、今までの工業団地としてのやり方で行っておりました。

今回の土地のケースにつきましては、日鉄鉱業から購入する際には、当然、工業団地として活用するというので購入をしております。その中で、先行事業者のほうで、現在、規模拡大等をする際に土地がない、そういった状況の中で、市外への転出も考えられるといった中でですね、現在の雇用者の確保であったりとか、そういった部分がありましたので、この日鉄鉱業跡地の土地につきましては、現状のままで売却をしたというような状況でございますので、今までのやり方としては、今回、違うようなやり方で、先行して売却したということではございますけれども、この先行事業地につきましても、工業団地の一部として売却をしたところでございます。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

今もあなたの発言の中で先行事業者と、先行事業者じゃないでしょう、今。市のほうが先行して開発をかけようとしているわけでしょう、違う。違いますか、どちらですか。あくまでも先行事業者ですか、今、売却している土地は。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

先行売却の事業者でございまして、開発でいけば市のほうが先行しているというような状況でございます。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

だから、あくまでも土地の売却については、工業団地という形の中で売却しているわけ。それとも、雑種地とか原野とか、そういう状況で売却しているわけ。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

工業団地の一部ではございますけれども、現況は雑種地ということで、通常の、一般的に市有地を売る場合の考え方で売却しているところでございます。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

今の答弁は分かりにくかったんだけどね、これは工業団地として売却したわけじゃないわけね。一般の土地として売却したわけね。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

企業誘致用地として売却をしております。ただ、現時点で工業団地として整備されておられないので、そういった意味では——、すみません、企業誘致用地として売却をしております。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

企業誘致としてみなす売却の内容、企業誘致というのはどういった内容があるわけですか、条件が。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

企業誘致推進課が誘致を行っております指定産業でございます製造業といった業種に対しての売却ということになっております。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

それは飯塚市があくまでも企業誘致で、製造業とかいうことも昨日も説明しましたよね。製造業、そういった業種であれば、飯塚市がそれを了承すれば、売却ができるわけですか。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

企業誘致用地の売却におきましては、先ほどありました製造業等の生産業に対しまして事業計画等を確認し、税収の確保、雇用の創出による経済効果など、本市の利益増進につながる案件を政策的な判断により売却しているものでございます。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

その経済効果とかそういったものの判断は、どういった基準があるわけですか。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

工場建設に伴います工場の建設費とか設備投資、そういった額から当課で算出されます税収の試算であったりとか、あとは新規雇用の人数、そういったものを判断することになっております。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

その判断には基準があるわけですか。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

例えば金額が幾ら以上とか、特にそういったような基準はございませんけれども、最終的には市内部で構成されております企業誘致推進の会議の中に諮った上で、企業の進出について決定をしているところでございます。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

じゃあ、また元に戻りますけど、排水の問題。これは間違いなく、昨日、答弁されたとおりに、県道沿いに面した所に流すということで間違いはないですか。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

現在、県道沿いの市有地の中に、先行売却事業者からの排水のスペースとして確保しているところがございますけれども、今後、先行売却事業者の開発計画が出てまいりましたら、先ほど答弁させていただきまされたけれども、調整池を造って、市の開発区域の中に、一体的に流入されるものなのか、その県道沿いの市有地の中に直接放流されるのかというのは、現時点ではっきりしておりませんが、今後、先行売却事業者と計画が出次第、協議しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

今の答弁が、あなた間違いでしょうと言いよるわけよ。昨日の答弁と全く違うじゃない。県道沿いに排水は流しますと。そこで昨日の中断前に私が一言言ったのは、市有地の中にその排水が来るんですかということまでで時間切れで終わったわけよ。今、聞いたら、県道沿いに排水を計画して流すように指導はしますが、状況によっては、飯塚市の工業団地の調整池の中にも流入するような形になるかもしれませんと。どちらが本当なの。（発言する者あり）

○議長（江口 徹）

資料要求されますか。どうしますか。27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

資料要求を議長の取り計らいでお願いいたします。

○議長（江口 徹）

申し訳ありません、何の資料かを。27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

計画平面図がありますか。

○議長（江口 徹）

執行部にお尋ねいたします。ただいま坂平議員から要求がありました資料については、提出することができますか。

暫時休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

要求された資料は提出できます。

○議長（江口 徹）

お諮りいたします。ただいま坂平議員から要求されました資料については、要求することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

資料がサイドボックスに準備できておりますので、ご確認ください。27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

今、平面図を頂きました。隣接企業はこの中のどの部分に排水を流すんですか、県道側ということで説明がありましたけど。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

今、航空写真図のほうを見させていただいているかと思いますが、この敷地の赤い部分、これが市の土地になっております。その右下の黒い十字がついておりますけれども、ここの土地が先行売却した土地となっております。この先行売却した土地の右上になります。ちょっと上に飛び出た所になりますけれども、ここの上の県道沿いに、左上に向かって、県道沿いにずっと延びていくような形になります。1か所、ちょうど左上の所で、敷地が市有地の中に入ってきているかと思いますが、ここにつきましては別の民有地になっておりますので、この土地は回避した中で、この赤い線の内側を通して、馬敷川のほうに流れるような排水経路を確保しているものでございます。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

県道側ということで、先日からずっと説明がありましたけど、基本的に市有地の中に排水を流すんですね。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

市有地の中に排水を通す形になります。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

市有地の中に流すということになれば、後の維持管理はどこがするんですか。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

排水経路を確保するこのスペースに設置される管、もしくは側溝になるかと思いますが、その場合は先行売却事業者が設置されますので、管理につきましても、先行売却事業者が管理するものと考えております。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

あくまでも土地購入をされたところ、ここが後の維持管理をするということですね。そうしたら、市有地の中に入る部分、これは売却するんですか。それとも占用でするわけですか。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

売却ではございませんで、占有・占用といった手続を取ることを考えております。なお、この水路につきましても、市の今後の開発計画に基づいた、例えば北側ののり面とかから出る排水とかを、ここにもしつなぐようなことがあれば、管理については、先行売却事業者だけでなく、そこはまた市と協議をしていく必要があるとも考えております。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

だからね、あなたね、1回1回答弁が変わるわけよ。市は市で別に排水経路を設けてやりますということで断言しておった。これが今度、こういう隣接事業者の排水経路、ここにもり面の関係で排水が流れ込む可能性もありますので、またそこで話が変わってきたわけ。だから、どれが本当の話か、全くつかみどころがないわけよ。1回1回、質問をするたびに答弁が変わってくるから。だから、どれが本当の、あなた方が計画している基本設計があるじゃないですか。ここの協議をどういうふうに行っているかが全く見えてこない。

本来なら、この基本設計をする段階において、市の意向、行政の意向をきちっと反映させた中であるのが基本設計ですよ。それに基づいて、今度、実施設計をするわけだから。これが一番大事なところなんです。だから、この一番大事なところで、きちっと正確に整合性の取れる形のものやらなきゃ駄目なんです。そういうことを分かっているの、あなた方。分かった中で、答弁が2転、3転、4転、もう毎日、明日聞けば、また明日違う答弁をするだろうと思う、あなた方の答弁であれば。昨日の答弁と今日はもう極端に変わった。朝一番に私が質問したことと、先ほどの答弁はまた変わった。どれが本当の答弁ですか。明確に答弁してください。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午前11時14分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

繰り返しの答弁になるかと思えますけれども、現在、先行売却地の事業者からの開発計画が遅れておりますことから、先行売却地からの排水路は未定でございます。市の事業をこれ以上遅らせることができないため、現在、市の開発のほうが先になっておりまして、そのため敷地北側市有地に排水路の敷地を確保して進めているところでございます。

市の開発完了後に、市の排水路に接続したいとの申出がございましたら、排水路の容量内での排出量である場合に接続を許可することにしております。

なお、当初の計画どおり先行売却地の事業者の開発が完了した後に市の開発に取りかかる場合より調整池を大きくする必要がありますので、その場合には、整備費増額分について負担金が発生することは先方に説明し、市の負担が増加しないように考えているところでございます。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

やっと少しずつ本当の話が出てきたね。それを最初から一貫して、間違いないように説明すれば、よかったのよ。それをあなた方が、排水は一切通しません。調整池にも入れませんということ、ずっと言い張ってきたでしょう。これは基本的に全体を一括して、基本計画、排水計画とかそういうのも、そういうのも一緒にしないと駄目でしょう、これ。県のほうからそういうような指導が出ていないの。

どちらが先にするにしても、高いほうにある所の開発面積については水理解析をして、その分まで調整池を、下流域については調整池を造りなさいという指導があるんじゃないの。だから、余裕があればという表現だけど、その部分まで入ってきても十分に調整池が機能する大きさにするわけでしょう。だから、それを隠す必要はないわけよ。何でそれを正直に言わないの。もし余裕があれば、そこに入れることも可能ですというような表現をしているわけでしょう。初めから

そのまま水理解析して、その分の大きさの調整池を造るわけでしょう。どっちですか。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

敷地につきましては、先行売却地のところも含めたところで、議員がおっしゃいますとおり、全体の流量計算をした上での調整池を、市の開発の中で計画することになっております。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

今、やっと本当の話をしたわけよ。だから、上の分の売却した土地の面積の水理解析をして、その水までの調整池を飯塚市のほうの工業団地に造るということでしょう。という説明でしょう。どっちですか。（発言する者あり）

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

繰り返しの答弁になって申し訳ございません。市の開発が先行する状況となったことによりまして、開発許可権者であります福岡県に確認したところ、先行売却地が開発完了していない状況でございますので、先行売却地内から排出されている雨水についても、市の開発において調整池等の計算を行うよう指導があったものでございます。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

そうしたらね、あなた今また言うけど、これは何時間あっても切りがないよ。飯塚市が先行するから、売却地の分までの排水計画をせないかんと。県のほうから指導があったと。その負担はどうするんですか。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

先行売却地の事業者に対しましては、整備費の増額分について負担金が発生することを説明し、市の負担が増加しないように考えているところでございます。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

負担金を隣接事業者に、売却した事業者負担額を相談するという考え方をしていますということ。それとも、きちっと負担額が、基本設計して実施設計する、そうすると金額が出てきますよね。開発は飯塚市が先行して開発申請を出す。県のほうはそれで開発の許可を出す。そうしたら、そのとおりに造らなくては駄目なの。その負担をしませんと言ったときにはどうするんですか。その前にきちっと話を、開発の許可が下りる前に話を確定させとかなでしようも。違うの。

売却時の条件、これはどういうふうな条件を結んで売却したの。もともと先行して開発申請を出しますという条件で売却しているんでしょう。市の計画も、あかね工業団地ということで、基本設計1億3870万円、予算を上げていましたよね。これで基本設計しますよと。これが終わったら実施設計しますよと。市の完成までの工程というのを組んでいますよね。その中において先行事業者のほうに先にしますという契約を結んでいるんじゃないですか。そういう話までして、飯塚市はこのあかね工業団地を着手するに当たって、こういう計画で、工程でいきますよということを踏まえた上で、ここを売却しているわけでしょう。相手方もそれを承諾して購入している

わけでしょう。そこからずれてきているわけ。相手方が1年4か月たっても、まだ何もしていないと。相手方は基本設計なり、実施設計なり、開発申請なり、計画を立てて書類ができています。開発申請を出そうと思ったら、3か月なり、4か月なり、基本設計して、実施設計してすれば、早くても4か月ぐらいかかるわけですよ、設計自体が。それから県に出すわけでしょう、開発申請を。そして、それから審査をされて、下手すれば3か月か4か月かかるわけですよ。県のほうがかえておれば。そういったことを計算すると、あなた方が、先行売却をした、工業団地を完成する前に、現状のままで売却した土地、これについての協議はその段階でできているはずよ。そういうことをせずに売却したの。その辺りをちょっと説明してごらん。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

令和6年9月に土地処分議案を上程させていただきまして、議決をいただいております。その時点で本契約になっておりますけれども、契約を締結する際には、もともとが、どうしても土地を急いで購入したいといった状況がございました。そうしないと、市外のほうに転出してしまうといったこともありましたので、現状有姿のまま売却した経緯がございました。

先行して早く工場とストックヤードとかを建てたいということでもありますので、そういう中で契約を結んでおりましたけれども、実際に、その後、先行売却事業者のほうの中で、開発に基づいた計画というのが出てこなかったことから、今まで開発行為が先行してされなかった状況となっているところでございます。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

出てくる、出てこないじゃなくて、売却の段階でそういう話は全くしていなかったわけ。4年の特約でしょう。もう売却する段階で、今ある工場の面積が狭いためにこちらに移転したいという希望があったから、それと、この飯塚市から別の地域に移転するというような話があったから、慌ててここを売却しましたという説明がありましたよね。

その段階で、飯塚市もこのあかね工業団地を新しい工業団地として着手するに当たって、年次計画をずっと立てていっていますよね、あなた方。それに間に合うようにするためには、売却の段階からそういう話がないとおかしいわけよ。先行取得している事業者にそういう話は全くしていなかったの。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

契約のときにはですね、当然、先行して売却して開発したいということでの協議は進めておりましたけれども、実際、売却後に、先行して開発をしていくところの中で進めていたところではございましたけれども、現時点で開発計画が出てきていなくて、現時点に至っているところでございます。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

それはもう答弁になっていないじゃない、私が聞いていることに対して。当初、売却する段階において市の事業計画があったわけでしょう。市の事業計画はあくまでも年次ごとに、何年度までにこれを完成させて売却をするということで、あなた方は外部のいろんな事業者に対して誘致をお願いしておるわけでしょう。このことで約1年延びてきている。だから、先行売却をした段階で、その話はきちっとやっているはずでしょう。その辺りを詳しく内容を説明してごらん。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○議長 (江口 徹)

4番 赤尾嘉則議員。

○4番 (赤尾嘉則)

議長にお尋ねします。今、行われているのは本会議でしょうか。それとも委員会でしょうか。それとも、今、飯塚市が異常な状況にありますので、委員会の側面を持った本会議なんですか、議長にお尋ねします。

○議長 (江口 徹)

ここに関しては本会議でございます。議案審議に関して、委員会ではなく本会議でやる形になりましたので、委員会に準じてやる形でやっております。4番 赤尾嘉則議員。

○4番 (赤尾嘉則)

今の議会に準じるというのは、どういう範囲のことを言われるんですか。今、やり取りされている内容を聞いていますと、議案の範囲外に及んでいるように私は感じておりますが、議長の見解をお聞かせください。

○議長 (江口 徹)

本議案自体が令和7年度の飯塚市工業用地造成事業特別会計の補正予算でございます。その中で、ある意味、排水計画をどうするかに関しては、補正予算の増減に関わりますので、そういう意味で範囲内と認めて、質疑を許しております。4番 赤尾嘉則議員。

○4番 (赤尾嘉則)

議長のお考えは、議案の範囲内というふうなお考えでいいんですか。分かりました。

○議長 (江口 徹)

暫時休憩いたします。

午前 11時32分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長 (江口 徹)

本会議を再開いたします。企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長 (柴田康弘)

今回、先行売却をいたしました敷地につきまして、その敷地も含めたところで、あかね工業団地として、市としましては位置づけをしているところでございます。福岡県に開発の相談をしましたところ、先行売却地も含めたところで一体的に流量計算をする必要があるとのことでございます。

繰り返しになりますけれども、したがって、市の調整池につきましては、大きくする必要がございますので、先行売却地の事業者に対しましては、整備費の増額分について、按分に応じた負担金を負担させることとしております。

○議長 (江口 徹)

27番 坂平末雄議員。

○27番 (坂平末雄)

るる昨日から質問をしましりました。そして、やっと今、執行部のほうから先行売却をした分について、全体的な流量計算をした中で、調整池並びに排水関係について、かかった費用を按分して先行取得事業者からその費用を負担させるというご回答として、解釈してよろしいですか。

○議長 (江口 徹)

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

はい、そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

ということは、以前、経済建設委員会で、一番当初にこの話をしたんですよね。こういうふうな状況が発生するはずだから、そういった措置の方向性を取ったほうが早いんじゃないですかと。繰り返しになりますけどね、そのときにも、あなた方が言ったのは、これは別々ですということで、しきりに答弁されてきました。そして、昨日から本日にかけて、るる質問してまいりましたが、最終的にはそこに行き着くわけでしょう。それを、あなた方は二転三転した答弁を繰り返して、あくまでも市の開発の中には排水は一切入れませんと、しきりに言っていたけど、どこでそういうふうに変ったの、急に。（発言する者あり）

経済部長、あなたが責任を持って答弁しなさいよ。

○議長（江口 徹）

経済部長。

○経済部長（小西由孝）

ただいまの質問議員に対する答弁でございますが、議員が当初言われてあった、先行事業者のほうで、当初は先に開発する。今現状、市が開発を先にしないといけないということになったことで、先ほどから課長が答弁しております、県のほうに開発の関係で確認を取ったところで、全体の流量計算を行わないといけないというふうに確認をした時点で、そのように変わったところでございます。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

しつこいようでありますけど、先ほど言われた、先行取得者のほうから、かかった費用に対しては、受益者負担ということで、必ずそれは市のほうがもらえるということの確認を取ってください。それはお願いしておきます。質問を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私は「議案第118号 令和7年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）」に、反対の立場から討論を行います。

不動産売払収入4億9532万5千円など、地元雇用、地域経済振興のための努力はありますが、今回補正については、飯塚あかね工業団地造成事業1830万円の減額補正、一般会計繰入金3079万6千円の減額補正、飯塚あかね工業団地造成事業債1億3870万円の減額補正があります。

飯塚あかね工業団地造成工事業については、売却協議の過程で、売却額と排水計画に関して、市幹部のなれ合いによる不適切な口約束がなかったかなど、福岡県も関わって不透明感が付きまとうので賛成できません。以上で私の討論を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第118号 令和7年度 飯塚市工業用地造

成事業特別会計補正予算（第1号）」について、原案のとおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第126号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（手柴英司）

「議案第126号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明を行います。

議案書の12ページをお願いいたします。今回の改正は、選挙に従事する非常勤特別職の報酬額につきまして、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」に規定されております基準額が改正されましたので、これを参考に本市における報酬額の改定を行うものでございます。

13ページをお願いいたします。新旧対照表にてご説明申し上げます。第2条関係の別表を改めるものでございます。

まず、「選挙長」の報酬額を1万800円から1万2200円に1400円引き上げ、「投票所の投票管理者」の報酬額を1万2800円から1万4500円に1700円引き上げ、「期日前投票所の投票管理者」の報酬額を1万1300円から1万2800円に1500円引き上げ、「開票管理者」の報酬額を1万800円から1万2200円に1400円引き上げ、「投票所の投票立会人」の報酬額を1万900円から1万2400円に1500円引き上げ、「期日前投票所の投票立会人」の報酬額を9600円から1万9000円に1300円引き上げ、「開票立会人及び選挙立会人」の報酬額を8900円から1万1000円に1200円引き上げるものでございます。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○議長（江口 徹）

説明が終わりましたので、質疑を許します。初めに質疑通告をされております11番 川上直喜議員の質疑をします。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

選挙長、投票管理者、開票管理者等が対象ということなんですけれども、それぞれの業務と、それから対象人数、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（手柴英司）

まず、選挙長でございますが、開票の結果を確認し、当選人を決定するほか、立候補の届出の受理などを行います。これは市が主催する選挙、市長選挙及び市議会議員選挙、これに1人おられます。

次に、投票管理者、開票管理者でございますけれども、それぞれ投開票時において投開票事務従事者を指揮監督し、投開票所の秩序維持などを行います。投票管理者につきましては、現在、投票所が42か所ございますので、1選挙当たり42人、開票管理者は開票所1か所でございますので、お1人でございます。

投票立会人、開票立会人については、投開票事務の執行に立ち会い、事務が公正に行われるよう監視をいたします。投票立会人につきましては、各投票所当たり2人でございますので、投票所が42か所でございますので、84人おられます。開票立会人につきましては、9人おられます。

最後に、選挙立会人でございますけれども、これは選挙会に立ち会い、当選人決定手続にサイ

ンをするものでございまして、これは開票立会人が兼ねますので、同じく9人おられます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

影響額をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（手柴英司）

影響額でございますけれども、選挙によりまして期日前投票の期間が異なっておりますので、今年の参議院選挙で例を挙げますと、全376人で53万7600円の増というふうになります。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第126号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

全会一致。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第127号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び「議案第128号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」、以上2件を一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。人事課長。

○人事課長（日高政徳）

「議案第127号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」、「議案第128号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」について、補足説明いたします。

まず、「議案第127号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」につきまして、議案書の17ページをお願いいたします。

本年8月の人事院勧告にて、国家公務員の給与改定の勧告が行われましたので、これを参考にして、本市職員の給与を改定するため、本案を提出するものでございます。

本年度の人事院勧告のうち、給与に関する主な内容としましては、「月例給の増額改定」、「期末勤勉手当支給月数の増」、「通勤手当の支給額改定」でございます。

このうち、「月例給の増額改定」につきましては、民間給与との較差を埋めるため、給料表の水準を、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、中堅層以上の職員にも、昨年を上回る引上げ改定を行い、給料表ベースで月額8300円から1万2400円程度の幅で引き上げる内容でございます。

また、「期末勤勉手当支給月数の増」については、支給月数を年間0.05月分引き上げるものとなっております。

次に、本条例の具体的な改正内容につきまして、改正表にてご説明いたします。18ページから19ページをお願いいたします。改正条例第1条の「飯塚市職員の給与に関する条例の一部改正」につきまして、第16条第2項第2号に規定しております通勤手当の支給額につきましては、距離区分ごとに200円から7100円までの幅で引き上げるものでございます。

20ページをお願いいたします。第26条第2項及び第3項に規定しております期末手当の支給割合について、正規職員は100分の125を100分の127.5に、定年前再任用短時間

勤務職員は100分の70を100分の72.5に改定するものでございます。

20ページ下段から21ページをお願いいたします。第29条第2項に規定しております勤勉手当の支給割合について、正規職員は100分の105を100分の107.5に、定年前再任用短時間勤務職員は100分の50を100分の52.5に改定するものでございます。

次に21ページ下段から28ページ中段にかけて掲載しております別表第1の行政職給料表の改正につきましては、給料表ベースで月額8300円から1万2400円程度の幅で引き上げ、平均3.2%増額する内容となっております。

28ページ中段から30ページ上段に記載しております改正条例第2条の「飯塚市職員の給与に関する条例の一部改正」につきましては、第26条に規定しております期末手当の支給割合について、第2項で正規職員は100分の127.5を100分の126.25に、第3項で定年前再任用短時間勤務職員は100分の72.5を100分の71.25に、第29条第2項に規定しております勤勉手当の支給割合について、第1号で正規職員は100分の107.5を100分の106.25に、第2号で定年前再任用短時間勤務職員は100分の52.5を100分の51.25に改正するものでございます。

これは今回の人事院勧告による年間引上げ分を、6月期と12月期の期末・勤勉手当支給割合に均等に分ける改正をするものでございます。

30ページ中段から31ページ下段の改正条例第3条及び第4条は、いずれも「飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正」でございまして、改正条例第1条及び第2条の「飯塚市職員の給与に関する条例の一部改正」の期末・勤勉手当の支給割合の改正部分を引用しておりますことから、改正するものでございます。

また、31ページ下段から32ページの改正条例第5条及び第6条は、いずれも「飯塚市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正」、さらに33ページから34ページ上段の改正条例第7条及び第8条は、いずれも「飯塚市企業管理者の給与に関する条例の一部改正」でございまして、同様の改正をするものでございます。

なお、いずれも、ただし書きで、別途、支給割合が規定されていることから、今回の改正による支給額の影響はございません。

最後に34ページ中段以降の「附則」につきましては、施行期日について規定しており、改正条例第1条の「給料表の改定」は令和7年4月1日から、改正条例第1条、第3条、第5条、第7条の「期末・勤勉手当の支給割合」は令和7年12月1日にそれぞれ遡り、適用することとしております。

改正条例第2条、第4条、第6条、第8条は「令和8年度以降の期末・勤勉手当の支給割合」で、令和8年4月1日から適用することとしております。

今回の給与改定に伴い影響を受ける職員は、一般会計、特別会計を合わせて949名で、1人当たりの影響額は、10月1日現在の対象者のうち、一般会計と特別会計の一般職の平均で申し上げますと、月額の給料は約1万429円の増、12月期末・勤勉手当は約6万7737円の増となっております。

続きまして、「議案第128号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、議案書の35ページをお願いいたします。本市一般職の給料表の改定を行いますので、これを参考にして、会計年度任用職員の給料表を改定するため、本案を提出するものでございます。

36ページをお願いいたします。本案は、このページから43ページ上段にかけて掲載しております別表第1の給料表の改正をするもので、行政職は月額8300円から1万2300円の幅で引き上げ、技能労務職は月額8800円から1万2700円の幅で引き上げとする内容でございます。

最後に43ページ中段の「附則」につきましては、施行期日について規定しており、令和7年

4月1日から施行することとしております。

今回の給料表の改定に伴い、影響を受ける会計年度任用職員の職員数は852名で、1人当たりの影響額といたしましては、会計年度任用職員の全体平均で、月額約7947円の増となっております。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（江口 徹）

説明が終わりましたので、質疑を許します。初めに質疑通告をされております11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

説明ありがとうございました。議案第127号の関連なんですけれども、先ほど説明の中で、市職員の1人当たりの期末・勤勉手当の影響額は幾らと言われましたか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（日高政徳）

12月期末・勤勉手当の1人当たりの影響額は、月額で約6万7737円の増となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

先に、特別職についての1人当たりの影響額は分かりますか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（日高政徳）

特別職に関しましては、影響額はございません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

市議会議員はどうですか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（日高政徳）

市議会議員の皆様も影響はございません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それは確認しました。

それで、この件については、11月11日付で総務副大臣から都道府県知事、指定都市市長、都道府県議会議員、指定都市議会議員、それぞれ人事委員会委員長宛での通知が出ていますね。これについて紹介していただけますか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（日高政徳）

こちらの通知につきましては、地方公務員の給与改定等に関する取扱いについての通知がございます。人事院勧告が行われるということで、閣議決定が行われたという通知でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

分かりました。説明では「参考にして」と、説明資料にも書いてあるし、口頭でも「参考にして」と言われましたね。「参考にして」というのは、どういう意味でしょうか。

○議長 (江口 徹)

人事課長。

○人事課長 (日高政徳)

飯塚市職員の給与に関する条例に関しましては、国家公務員の給与の改定を参考にして改定を行っているところでございます。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

「準じて」あるいは「準拠して」という表現がありますよね。本市が「参考にして」というふうに言っている意味合いは、どういう意味合いか、違うものがあるんですか。

○議長 (江口 徹)

人事課長。

○人事課長 (日高政徳)

国の通知の中には、「準じて」を基本としてという形での通知でございしますが、飯塚市としてはそれを参考にして、今回の改定を行っているところでございます。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

「準じて」というふうに説明せずに、「参考にして」というふうに説明するのは、何か意図があるのではないですか。

○議長 (江口 徹)

人事課長。

○人事課長 (日高政徳)

意図はございません。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

4月遡及しますよね、常勤職員。これは、人事院勧告が賃上げのときは「準拠します」、「参考にします」、どちらでもいい感じはするんだけど、不利益は遡及しないという原則からいえば、準拠となった場合は、それに反することが起こるのではないかという心配をしたわけです。

それで、飯塚市は「参考にして」という表現で、不利益は遡及しませんよということを、「参考にして」という表現の中で確保すると、カバーするというようなことを考えておるのかなと思ったんですけど、どうですか。

○議長 (江口 徹)

人事課長。

○人事課長 (日高政徳)

「準じて」という表現につきましては、国家公務員の人事院勧告に「準じて」としますと、従うという形になりますので、飯塚市としましては国というよりは、飯塚市の中でこの人事院勧告を「参考にして」改定を行っているところでございまして、質問議員が言われる内容とは考えておりませんでした。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

相対的に独立性が「参考にして」という場合はありますよということになるんだけど、その相対的独立性の中に、先ほどから申し上げております不利益不遡及の原則というのは、市はずっと維持していきますかね。これまで答弁では、当然ですと確認しているんだけど。大丈夫ですか。

○議長 (江口 徹)

人事課長。

○人事課長 (日高政徳)

人事院勧告が引下げになった場合のことをおっしゃられているかと思いますが、今、質問議員が言われますとおり、不利益不遡及の原則によって、4月時点の格差について、4月に遡って適用するという事は考えておりません。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

考えていないというか、飯塚市の方針としては、不利益不遡及の原則は当たり前ですということじゃないんですか。考えているとか、考えていないとかじゃなくて。

○議長 (江口 徹)

人事課長。

○人事課長 (日高政徳)

考えておりませんという表現を使いまして、ちょっと誤っておりました。不利益不遡及の原則ということで、できないというふうに認識しております。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

議案第127号の関連では、対象者数が949人ということでしたけれども、影響額は総額でどのくらいになるのでしょうか。

○議長 (江口 徹)

人事課長。

○人事課長 (日高政徳)

影響額につきましては総額で2億1884万3千円となっております。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

これは3会計をおっしゃっていますかね。

○議長 (江口 徹)

人事課長。

○人事課長 (日高政徳)

一般会計と特別会計の分でございます。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

企業会計の関係は全然報告していないんですかね。企業会計は対象ではないんですか。

○議長 (江口 徹)

人事課長。

○人事課長 (日高政徳)

この条例上はですね、当然、企業局の職員も入っておりますが、一般会計と特別会計で補正予算等も組んでおりましたことから、それに準じての回答をさせていただきました。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうすると、先ほどの949人の中には、企業局関係は入っていないわけですか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（日高政徳）

予算をベースで考えておりましたので、企業局の職員の人数は入っておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

企業局がおられるので、ちょっと教えてください。一般会計、特別会計の職員は949人、影響額は2億1884万3千円というふうに、今、答弁がありました。企業局関係を教えてください。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午後 1時31分 休憩

午後 1時33分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうしたら、どれぐらい待ったら大丈夫ですか。ちょっと質問の行き方があるじゃないですか。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午後 1時33分 休憩

午後 1時34分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

分かりました。企業局のほうは後でお願いします。

それで、この「参考にして」ということなんですけれども、議案第128号、会計年度任用職員のほうをお尋ねしようと思うんですけど、先ほどお聞きしました、令和7年11月11日の総務副大臣の、先ほど言った文書の取扱いについてなんですけど、この中に会計年度任用職員についてはこういうふうにというのがありますよね。これは準じているんですか、参考にしているんですか。取りあえず内容を紹介してください。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（日高政徳）

11月11日付の通知の中に、今おっしゃられている会計年度任用職員の通知も入っております。その中では、常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与については、改定の実施時期を含め、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とし、適切に対処することというふうな通知になっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

常勤職員の給与改定に関わる取扱いに準じて改定することを基本とし、適切に対処するとなっております。これはいつの通知ですか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（日高政徳）

最初に出ている通知といたしましては、令和5年5月2日付の通知でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうなんですね。それで、今回、議案第128号の関係なんですけど、会計年度任用職員について、今回は「参考にして」ということで、4月遡及なんですか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（日高政徳）

4月遡及をする予定でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これは、「準じて」4月遡及、「参考にして」4月遡及——、「参考にして」なんですね。もう一回ちょっと確認します。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（日高政徳）

本市の一般職の給料表の改定を参考にして、会計年度任用職員の給料表を改定するものというふうに、議案の提案理由でもさせていただいております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

準じて会計年度ということになった場合、不利益になった場合の問題が懸念されてきたところがあるだろうと思うんだけど、会計年度任用職員についても、この不利益不遡及の原則は貫くということを確認していいですか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（日高政徳）

不利益不遡及の原則については、そのようにします。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

先ほど会計年度任用職員は852人とされました。フルタイムとパートタイムに分けて、紹介してもらっていいですか。

○議長（江口 徹）

川上議員、これもちょっと時間がかかりそうなので、ほかの分がございましたら。

ごめんなさい。お待たせしました。人事課長。

○人事課長（日高政徳）

申し訳ございませんでした。フルタイムの職員につきましては125名、パートタイムの職員については727名、合計で852名でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

影響額は先ほど聞きましたかね。説明で言われなかったですか、総額で。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（日高政徳）

1人当たりにつきましては約7947円でございます、影響額の総額につきましては8125万1千円となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そこですね、ちょっと分からないところがあるんですよ。2023年度、先ほど令和5年の5月の通知があったときに、会計年度任用職員について、人事院勧告は賃上げの方向だったんだけど、常勤職員は4月に遡及しました。会計年度任用職員はしたかどうか、覚えていますか。

○議長（江口 徹）

川上議員、申し訳ございませんが、議案外と考えるので、議案内でお願いいたします。令和5年という話でしたよね、今の分は。ですので――、11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

物事を調べたり考えたりするときは、時の流れの中で、時間の流れの中でね、歴史的に捉える必要があります。それから、ほかの事象との関係で、どういう連関があるかを考える必要があります。これを弁証法というんですよ。ですから――

○議長（江口 徹）

川上議員、申し訳ございません。範囲外と考えるので、範囲内でお願いいたします。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

午後 1時42分 休憩

午後 1時44分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。

川上議員、次の質問をお願いいたします。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

大変けしからん議事進行だと。これは会議録に残してください。職権で削らなくて。職権濫用

だと言うよ。

2023年度は遡及して支給しなかったんですよ。711人に。1人平均8万5千円。会計年度の任用職員の平均賃金が1月幾らか考えてみてください。そうすると、この不利益、平均で8万5千円というのがね、どれだけの痛みか分かるでしょう。その不利益の総額は6千万円なんですよ。一人一人の職員にとって大きいんですけど、市の財政規模からいえば、180億円ぐらいの財政調整基金、減債基金を持っていた時期ですよ。そういった点から言えばね、今回、遡及するというふうに言っているのはね、非常に大事なことだと思うわけですよ。大分やり合いましたよね。

昨年度、2024年度は遡及しているでしょう。874人が適用になって、支給された額は1人当たり平均22万円ですよ。総額で1億9228万円。この変化は、今回も引き継がれているわけですよ。変化の理由は何ですか。会計年度任用職員は遡及しないと言っていたのを、昨年度から遡及し、今回も遡及する。重要な前進じゃないですか。変化の原因は何ですか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（日高政徳）

令和5年度に総務省から常勤職員の給与が改定された場合、それに準じて会計年度任用職員の給与を改定することを基本とするという、先ほど紹介させていただいた通知がありましたので、それが令和5年に初めて通知を受けまして、飯塚市として、それまでは常勤職員の給料表と連動していない給料表を使っておりましたので、連動するという検討をして、新たな取組としていたところでございます。

それで、令和6年1月から給与に関しては一般職の職員の給料表に連動して適用していくということになりましたので、令和6年度の人事院勧告につきましては、4月に遡及するという措置を取ったものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

実は分かると思いますけど、国の通知、常勤職員の給与改定に準じて改定することを基本とし、適切に対処することというのは、総務副大臣の通知なんだけど、10月20日に来ているんです、その年の。この通知が引用しているのは5月2日付なんですよ、「準じて」というのは。それから言えばね、そのときも随分やり合いましたけど、反省するところがあるでしょう。6千万円は、1人当たり8万5千円は渡さなかったけど、翌年度からは渡しましたよと、遡及してお渡ししましたよというのは重要なんですよ。だけど、反省することがないのかと思うわけですよ。その反省なしに、ようやく給料表との連携ができたので、整理ができたので、出すようにしましたという変化では、ちょっと納得がいかない。反省はないですか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（日高政徳）

先ほども申し上げましたけど、一般職の給料表と連動していない制度としておりましたので、それを見直すために、新たな取組として令和6年1月から適用するという形にしておりますので、制度を変えたところになっておるところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私は反省がないかと聞いたんですよ。経過説明は分かるじゃないですか。そういう経過だと。反省というのはないのかというのを聞いたんです。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（日高政徳）

制度を変更して、改正しているということで、反省するというだけでは考えておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

せっかく市長がおられますので、市長はどう思いますか。国は準拠してくださいと明確に言っているんですよ、遡及を。しかも、ほかの自治体では、同じタイミングで通知をもらって、労働組合と話し合っ、遡及を実施している自治体もあったんですよ、このとき。飯塚市はしなかったんですよ。そのとき市長ではありませんでしたと。でも、議案が出たときは市長ではないですかね、12月定例会ですから。恐らく武井市長の目の前で、これに近い論戦をしたと思います。違いますか。時系列は合っているでしょう。答弁を求めます。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

遡及の件につきまして、質問議員と昨年、このような議論を行いましたのは、当然、覚えておりますし、その際にも担当のほうから説明をいたしましたけれども、国の通知に基づいて対応をし得なかった理由といたしましては、新たな制度であったために、その年はできなかった。次の回におきましては、遡及ができるように制度を整えた上で、遡及をするという方向にいたしました。

これにつきましては、当然、国の通知並びに国の考え方を参考に、当市の給与体系を整えていくという考えの中で、制度を整えた後に対応しましたので、これにつきましては、当然、その時点で制度が整っていなかったといったことにつきましては、しっかりと反省をした上で対応しておるところで、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

本会議に市長が欠席になると、会議ができなくなるじゃないですか。でも、今日はおられるでしょう。だから、市長の下に皆さんおられるわけですから、市長に見解を求めているわけですね。今後も本会議に市長がいなく、かいうことはあり得ないと思うけど、今日はおられるから、ちょっと聞かせください。

○議長（江口 徹）

武井市長。

○市長（武井政一）

先ほど担当部長が申しあげましたとおりですが、前回は、制度への対応が整わなかったと。その部分をご答弁申しあげましたとおり、しっかりと反省をした上で、今回、その制度を整えて、国の指導に従ってやってまいりたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。議題中、「議案第127号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに、賛成の議員は、ご

起立願います。

(起 立)

全会一致。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第128号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

全会一致。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第130号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。学校教育課長。(発言する者あり)

暫時休憩いたします。

午後 1時55分 休憩

午後 1時56分 再開

○議長(江口 徹)

本会議を再開いたします。学校教育課長。

○学校教育課長(吉村浩一)

「議案第130号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

議案書48ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の改正により、福岡県公立学校職員の給与の改定が行われることから、これを参考にして本市教育職員の給与を改定するものです。

議案書49ページをお願いいたします。条例改正の内容は、新旧対照形式で議案書49ページから59ページに記載しております。

主な改正点といたしましては、第5条、教職調整額の支給割合を100分の4から100分の10に改め、毎年1%ずつ段階的に引き上げる経過措置を設けております。

第7条第2項では、地域手当の支給割合を100分の1.8から100分の5.4へ改め、それに伴い、支給割合100分の5.4との差額を給料に加算して支給する経過措置を廃止いたします。

また、別表(第4条、第14条関係)の全部の改正を行い、給料月額を全号給で増額いたします。

施行日は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用いたします。教職調整額に関する経過措置については、令和8年1月1日から施行いたします。

以上、簡単でございますが、議案第130号についての説明を終わります。

○議長(江口 徹)

説明が終わりましたので、質疑を許します。初めに質疑通告をされております11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番(川上直喜)

これも、県条例の改正を「参考に」というふうになっているんですね。「参考に」の意味は、準拠とかそういうことではないんですね。独自性を持って参考にしたということ。それは確認していいですか。

○議長(江口 徹)

学校教育課長。

○学校教育課長(吉村浩一)

おっしゃるとおりでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そこで、この「教職調整額」というのは何のことでしょうか。

○議長（江口 徹）

学校教育課長。

○学校教育課長（吉村浩一）

こちらにつきましては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、給特法に基づきまして、公立学校教員に支給される手当でありまして、教員の職務の特殊性を考慮し、超過勤務手当が支払われない代わりに支給されているものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

教職員は超過勤務手当が支払われないわけですね。支払われればよいというものではないと思うけど、働き方改革とかいうようなことを考えれば、長時間過密労働で亡くなる先生方、あるいは病気に倒れる先生たちは、身体的にも精神的にも、ものすごく広がっているわけでしょう。そうした中で、超過勤務手当というのは、勤務時間を超えて働かせると、使用者側にペナルティーをかけますよという意味ですよ、本来、超過勤務手当は。そうすると、これが学校教職員はないわけですね。そうしたら、歯止めなしに、どこまでも働くということに今はなっているんですか。

○議長（江口 徹）

学校教育課長。

○学校教育課長（吉村浩一）

制度上はですね、調整というところでやっておりますけれども、当然、今現在、飯塚市もそうですけれども、教職員の働き方改革について進めておりまして、適正なですね、超過勤務にならないような働き方を目指して取り組んでいるところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうしますと、そういう状況の中で、教職調整額というのはどういう意義を持つんでしょうか。

○議長（江口 徹）

学校教育課長。

○学校教育課長（吉村浩一）

現在の状況では、なかなか超過勤務の状況は是正できていない現状がありますので、それに対して給与の面で保障していくというところでの手当というふうになっているかと思えます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この時代に、働いて、働いて、働きますと。トランプ大統領から夜中の3時頃に電話があつて、叱られてというような報道があつてはいますけど、こういうときにこそ、働き方改革とか、過労死とか病気に倒れるということが絶対にならないように、先生になってよかったな。本当に幸せだと言えるような、やりがいもあるというふうにしなないといけないと思うんだけど、そのためには、先生方を増やすとかいう課題があるし、そして、定額働かせ放題になるような制度は考え直したほうがいいと、私は思うんですよ。

それで、ただ現実問題として、生活苦は教職員だけ避けて通るというわけではありませんから、それに、そんなに無理な働き方はしないということと、これとは本当は分けて、これというのは生活支援ですよ。生活支援というか、賃金の一部補給金でしょう。そういうのは、区別しながらきちんとやっていく必要があるんじゃないかと思います。そういうふうな捉え方に、皆さんがなっているかなと思って、今、聞いているんだけど、意見違いますか。

○議長（江口 徹）

学校教育課長。

○学校教育課長（吉村浩一）

教職員の働き方につきましては、やはり超過勤務がやむを得ないような状況であるというような認識がありますので、そこは、当然、働く内容自体を精査しまして、超過勤務がまずないような職場環境をつくるのが第一かと思っております。質問議員のおっしゃられるとおり、こちらの賃金による保障とは別にですね、超過勤務のない環境づくりをするということが、第一に考えるべきことだと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

賃金に関連することなので、議案第127号、128号の人事院勧告に関連しての賃上げと、これが何か同じように捉えられないようにしておく必要あると思います。

対象者は何人ですか。

○議長（江口 徹）

学校教育課長。

○学校教育課長（吉村浩一）

対象となる教育職員は現在3名となっております、いずれも小学校への配置となっております。内訳としましては、通級指導教室教員が2名、外国人児童生徒への日本語指導教室教員が1名となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

分かりました。今から言うことは、ちょっとどうかと思いますけど、国費をベースにした県教職員の増員が、当然、土台にならなければならないけど、必要に応じて本市が雇用する教職員についても、待遇をきちんと保障しながら、必要な配置ができるようにする必要があるというふうに思いましたので、それは述べておきます。終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第130号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

全会一致。よって、本案は、原案可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 2時06分 休憩

午後 3時18分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。

「議案第148号 監査委員の選任につき議会の同意を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。武井市長。

○市長（武井政一）

ただいま上程されました「議案第148号 監査委員の選任につき議会の同意を求めること」について、ご説明いたします。

議会選出の監査委員が令和7年9月30日付をもって辞職されたことに伴い、その後任委員につきまして、提案するものであります。

議会選出の監査委員として、永末雄大氏を新たに選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしくご願ひいたします。

○議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第148号 監査委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに、賛成の議員は、ご起立願ひます。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「請願第14号 サンビレッジ茜の存続に関する請願」を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。委員会付託を省略することに、賛成の議員は、ご起立願ひます。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本請願について紹介議員の説明を求めます。7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

今回、サンビレッジ茜に関する請願を出させていただきます。サンビレッジ茜につきましては、スキー場エリアの電源不具合を解消しまして、一年中、人工芝スキーができる施設としての再開と存続を請願するというものを出させていただいております。

提案理由を読ませていただきます。

「私達スペシャルオリンピックス日本・福岡アルペンスキープログラムは、約15年間に渡り、サンビレッジ茜を練習拠点としてトレーニングに励んできた。知的障害や発達障害があってもスポーツができる喜びをここで育み、ここでのトレーニングや、一般の方々と共に参加する競技会経験を通して、技術を向上させ、成長してきた。全国大会や世界大会に挑戦できたアスリート達もいる。

しかし、サンビレッジ茜の休止に伴い、これまで出来ていた年間を通してのスキー練習ができなくなり、技術を磨くことはもとより、目標や意欲を継続することが難しくなっている。再び、

サンビレッジ苗スキー場でトレーニングに励むことを皆強く希望している。

財政的な問題については理解を示しつつ、ぜひとも費用がかからない、もしくは低額の費用で運営を委託できる委託先を早急に探し、運営を再開していただきたい。」

以上でございます。ぜひ皆様、賛同及び様々なご質問のほどよろしくお願ひします。

○議長（江口 徹）

説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

紹介議員に対する質疑を終結いたします。

次に、本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。17番 吉松信之議員。

○17番（吉松信之）

私は、本請願に賛成の立場で討論いたします。

サンビレッジ苗の存続については、青少年の健全育成に関わる大きな問題であると考えています。昨年度、令和6年度は147もの団体が利用いたしました。その団体の93%が、アンケートで「目的を達成できた」と答えています。その団体の中に、今回の請願の提出者であるスペシャルオリンピックス日本・福岡アルペンスキープログラムも入っていたわけですが、スペシャルオリンピックスというのは、パラリンピックというのは皆さん御存じのとおりですが、パラリンピックの身体障がい者のカテゴリーの中に入らない、例えば聴覚障がい者にはデフリンピックがあります。知的障がい者にはこのスペシャルオリンピックスがあるわけですが、知名度はそれほど高くありません。しかし、スポーツに取り組む機会の少ない知的障がい者にとっては貴重な大会です。その大会に向けて、西日本唯一のかけがえのない練習施設がサンビレッジ苗であります。知的障がい者のスポーツに取り組む希望というよりも、生きる光を奪ってはなりません。

そのほかにも、本市の小学5年生の約1千名が毎年サンビレッジ苗で野外体験をしています。これは本市の小学5年生のほとんどが体験していることとなります。昨今の青少年を取り巻く環境の中で、SNS、スマホ、ネットというのが大きな問題になっています。先日の12月10日、オーストラリアでは16歳未満のSNS禁止法が施行されたように、世界でも深刻な問題になっています。日本におきましても、スマホ、ネットは体に悪い。目は急性内斜視、首はストレートネックなど、そのほかにも生活が不規則になる、睡眠障害、依存症、精神疾患、課金の問題、そして外で遊ばない。この外で遊ばないというのが、現代の子どもたちにとって最大の危機ではないでしょうか。つまり、野外体験が少ない子どもたちにとって、野外体験のできるサンビレッジ苗という施設は、これからの時代になくてはならない、ありがたい施設です。こんな施設は、ほかの自治体にはあまりありません。つまり、飯塚市の宝です。

本請願にある「財政的な問題に理解を示しつつ、ぜひとも費用がかからない、もしくは低額の費用で運営を委託できる委託先を早急に探し、運営を再開していただきたい。」この文面にはですね、強硬な姿勢はみじんもありません。必死の思いが込められています。何とぞ、今からの時代に体験という絶対必要な要素を持った、唯一無二の施設でありますサンビレッジ苗の存続を求めるこの請願に、ご賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

私は、「請願第14号」に賛成の立場から討論いたします。

約15年にわたって本施設を拠点としてきたスペシャルオリンピックス日本・福岡アルペンスキープログラム様の活動に関しては、障がいのある方々の継続的なスポーツ参加と、競技力の向上を支えてこられてきたこと、その実績は本市にとっても評価すべき公共的価値であると考えて

おります。

サンビレッジ茜の今後の方向性については、令和6年度の予算特別委員会においても、質問を行ってまいりまして、本施設の在り方は、これまでも継続的に向き合ってきた課題であると認識をしております。

一方で、本市の財政状況を踏まえると、無条件で再開や存続を判断することは適切ではないと存じております。施設の再開に当たっては、電源不具合の解消に必要な費用であったり、低額もしくは費用を抑えた委託運営の可能性について、現実的な検討が不可欠であると考えております。

そこで、私は一定の期限を設けた上で、運営手法や費用対効果を集中的に検討して、その結論を明確にすることを前提に、本請願に賛成いたします。

検討を続けるだけで、結論を先送りするわけではなく、実現可能なのか、続けるのであれば、どのような形が最適なのかを責任を持って判断することが、請願者の皆様に対しても、そして市民の皆様に対しても誠実な対応であると考えております。

以上の理由から、私は「請願第14号」に賛成という立場で討論させていただきました。ご賛同のほどよろしく申し上げます。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

本請願に賛成の立場から討論をさせていただきます。

サンビレッジ茜の今までの運営は、ちょっともったいなかったなと思っているんです。サンビレッジ茜はどういう性質があるかということ、1つ目は、スポーツ、福祉、そういった公共財としての性質があります。もう一方は、レジャーの目的地、いわゆる合宿ですとか、楽しんでいただいて、収益の性質を持つ、この2つの性質があります。

今までの運営というのは、赤字が出た分を補填するという形で、事業者が頑張っても頑張らなくても赤字分が補填されていくので、より収益を伸ばしていくという機会がなかなか努力しづらい構造でした。今までの運営に関しても、例えば年間の経営目標を見ていくと、何か似た、毎年同じものが並んでいて、恐らく前の年をコピーしたのか、毎年、創意工夫でいかに収益を上げるか、いかに多くの市民に楽しんでもらえるか、そういった発想がなかった。でも、それは先ほど申し上げたように、頑張って経営しても、そうじゃなくても、赤字分が補填されていくと、なかなかそういう構造になりづらいと思っています。これからですね、ぜひサンビレッジ茜の再開に関しては、3つポイントがあると思っています。

1つ目は、やはり無制限に赤字補填をするのをやめていく。すなわち委託費として上限を区切っていく。なぜかということ、先ほど申し上げたように公共財、福祉施設という面があるので、そこは税金で一定ラインの金額をお出しして、こういうふうな安全設備を保持と、上限を持ったものがポイントだと思っています。

2つ目は、民間の努力で収益が上がった分に関しては、民間に収益を取っていただく。こういう自助努力によって収益を上げるというのがポイントだと思っています。

3つ目でございますが、改めて飯塚の未来を考えたときに、飯塚ならではの自然を体験するような設備があるというのは、今後、未来への投資として、もちろん税金を使う面もございませけれども、税金を使うものであれば、未来に飯塚に生まれてくる子どもたちですとか、未来で過ごす人にとっていいものに使ってほしいなと思っています。

以上3点をもって、請願の賛成討論とさせていただきます。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「請願第14号 サンビレッジ茜の存続に関する請

願」について、採択することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

全会一致。よって、本件は、採択することに決定いたしました。

「請願第15号 ごみ処理計画の抜本的な見直しを求める請願」を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。委員会付託を省略することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本請願について紹介議員の説明を求めます。23番 小幡俊之議員。

○23番 (小幡俊之)

「請願第15号 ごみ処理計画の抜本的な見直しを求める請願」が、筑豊の環境と未来を考える会のほうから提出されております。

要旨を簡単に伝えますと、今、嘉麻市、飯塚市、桂川町で、ふくおか県央環境広域施設組合のほうで、飯塚市、嘉麻市、桂川町のごみ処理については検討なされておりますが、さきに行われました県央の議会の中で、本市の市長であります武井組合長から、施設については、また見直しを図るという答弁が出ておまして、見直しを図るのであればということで、請願者は以下の4つの希望を伝えてくれということでもあります。

読み上げます。1つ、見直しを図るに当たっては、市民と市議会への十分な説明と丁寧な協議の上で見直しを進めていただきたい。2つ、ごみの減量化や施設の長寿命化について十分な検討を行っていただきたい。3つ、市財政への影響が最小限となるよう十分な検討を行っていただきたい。なおかつ、この3つをですね、ふくおか県央環境広域施設組合に対し、最大限考慮するよう強く求めていただきたいという請願が、飯塚市議会に求められております。

できましたら、県央議会のほうに出ていない議員の方々に、飯塚市の財政を見ながらですね、見直しを図る上では、どのような見直しを図るかを、しっかりと検討していただきたいという旨をおっしゃってございました。

ぜひとも、市民のためのよりよい施設を建設するに当たって、我々、市議会議員としても、しっかりと検討していきたいと思っておりますので、ぜひとも、見直しの請願にご賛同いただきますよう、よろしく願いいたします。以上です。

○議長 (江口 徹)

説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありませんか。4番 赤尾嘉則議員。

○4番 (赤尾嘉則)

紹介議員にちょっとお尋ねします。この団体、筑豊の環境と未来を考える会、代表の方の名前がありますけど、これはどういった団体でしょうか。

○議長 (江口 徹)

23番 小幡俊之議員。

○23番 (小幡俊之)

筑豊の環境と未来を考える会というのは、市民の任意団体でございます。環境問題とかですね、ごみの減量化に対する考え方や計画を立てたり、そういった既存の施設の見学などをして、自らが出すごみをどのように減量化し、処分していくかの研究や検討、会議を行われている団体です。

○議長 (江口 徹)

4番 赤尾嘉則議員。

○4番 (赤尾嘉則)

何か恒久的に地域とかエリアの環境とか未来を考える、要は環境保全に関わっている団体ではなくて、この新しいごみ処理施設の整備のために立ち上げられた団体なんですか。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

言い方を換えれば、ごみ施設の計画があるということから、飯塚・嘉麻・桂川の住民の方々が主力となって立ち上げられた団体であります。

○議長（江口 徹）

4番 赤尾嘉則議員。

○4番（赤尾嘉則）

確認です。ごみ処理施設のために立ち上げられた団体という認識でいいですか。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

一概には言えません。きっかけが、ごみ処理施設の建設に対する考え方を、みんなで検討しようという会であります。

○議長（江口 徹）

4番 赤尾嘉則議員。

○4番（赤尾嘉則）

ここに要旨が4つ大きく書いてあります。先ほど紹介議員のほうで読み上げられましたが、1番から3番というのは県央の一部事務組合の事務のことではないかなと思ひまして、市に出す請願であれば、この4番、施設組合に対し上記1～3に最大限配慮するよう強く求めること。一部事務組合に対して飯塚市議会、行政のほうから、こういう内容を強く反映させるように求めてくださいという、この4番だけが市に対する要求・要望ができることなのかなと思ひますが、その点をどうお考えですか。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

請願者としてしましては、1番が、市民に対する説明がないので、市民に対する十分な説明も丁寧に行ってほしいということ、本市議会のほうからも提案してください。2番目が、ごみの減量化や施設の長寿命化ですね、それも市議会議員としていろいろと考えていただきたい。本市がです。市の財政は、特に飯塚市が、かなり財政が逼迫しているということを知った。そういうことから、財政にも配慮しながら、しっかりと検討していただきたい。その旨を県央のほうにも伝えてほしいということです。

○議長（江口 徹）

4番 赤尾嘉則議員。

○4番（赤尾嘉則）

ちょっと細かい話になりますが、この請願の名称がですね、「ごみ処理計画の抜本的な見直しを求める請願」ではなくて、「ごみ処理計画の抜本的な見直しを求めることを強く要望する請願」なんですか。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

言葉のニュアンス的なもので、はっきりとは言えませんが、質問議員のおっしゃることも含まれた請願と、私は認識しております。

○議長（江口 徹）

4番 赤尾嘉則議員。

○4番（赤尾嘉則）

この理由の中にもありますけど、21日に県央の組合長と議長宛てに同様の請願を出されたわけですね、署名を添えて。かつ、その後、11月26日に行われた県央議会の中で、組合長が見直しをするということを決断されて表明されました。状況はかなり好転していると思いますが、その点についてはどう思われますか。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

この請願の提出時点では、県央の武井組合長が見直しを行うという表明をされたことも踏まえて請願が出されております。見直しをするのであればという文面から成り立っておりますので、見直しに当たっては、県央だけで決めるのではなくというニュアンスの下、飯塚市議会も見直しに意見をしっかりと伝えてほしい。なおかつ、権限がある県央のほうにも市議会の考えを伝えてほしいということでありました。

○議長（江口 徹）

4番 赤尾嘉則議員。

○4番（赤尾嘉則）

本市からというか、飯塚市が県央に対して要望していくことというのは、自分はもうほぼ1点かなと思っていまして、それはごみの減量化につながるごみの分別、それとリサイクル、その辺のことというのは、関係市町と共にきちんと協議して、飯塚市はこうやるんだと主体的に意思を伝えていくべきだと思うんですけど、やっぱりその請願をフラットに見ると、ほぼ県央に対する、県央の事務局とか県央の議員とかに対する要求・要望かなと思いますが、私の認識はちょっと違うのでしょうか。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

認識が違うとは申しませんが、そういった旨を飯塚市議会として県央に伝えてほしいということですね。特に、県央に出られている議員だけではなく、飯塚市議会議員の皆様にも、今、質問議員がおっしゃったようなごみの減量化とか、リサイクルとか、そういった面も十分見直しを図って県央のほうにアドバイスといいますか、飯塚市としての考えをしっかりと伝えてほしいというのが、請願者の思いでありました。

○議長（江口 徹）

4番 赤尾嘉則議員。

○4番（赤尾嘉則）

最後にちょっと1点だけ確認します。要旨の中に、施設の長寿命化について十分な検討を行うこととありますが、この施設というのは具体的に何を指されていますか。既存施設なのか、例えば今から整備する新施設のことなのか、教えてください。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

この長寿命化につきましては、筑豊の環境と未来を考える会の会議の中で、それぞれ飯塚・嘉麻・桂川がまだ保有している焼却施設、リサイクルプラザ関係の施設の建て替え、もしくは、もう駄目なのか、使えないのか、というような議論をなさったそうです。その中で、既存の施設の長寿命化も検討しながら、時間を使いながら、しっかりと見直しを図っていただきたいという旨で書き上げられていると聞いております。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。28番 道祖 満議員。

○28番(道祖 満)

今、赤尾議員が質問をされて、ある程度分かったんですけど、これは飯塚市議会に対してではなくて、ふくおか県央環境広域施設組合のほうに要望するという内容ですね。

○議長(江口 徹)

23番 小幡俊之議員。

○23番(小幡俊之)

私はそうは聞いておりません。ふくおか県央環境広域施設組合のほうには、もう既に8046名の署名を添えて提出なさっているそうです。今回の請願は、飯塚市議会に対して請願をなされたという認識でおります。

○議長(江口 徹)

28番 道祖 満議員。

○28番(道祖 満)

飯塚市議会にですね。

ちょっとお尋ねしますが、請願を紹介議員としてお受けになったときにですね、飯塚市のクリーンセンターはいつ建設されているというようなやり取りはあっているのでしょうか。今、稼働している飯塚のクリーンセンターは何年稼働しているとか、そういう話等は、既存の施設の現況等についての議論等はあるのでしょうか。

○議長(江口 徹)

23番 小幡俊之議員。

○23番(小幡俊之)

この筑豊の環境と未来を考える会の会議の中では、飯塚・嘉麻・桂川が保有する焼却施設の耐用年数についても議論なさっております。ですので、会員の皆様は御存じだと私は聞いております。

○議長(江口 徹)

28番 道祖 満議員。

○28番(道祖 満)

紹介議員は御存じですか。

○議長(江口 徹)

23番 小幡俊之議員。

○23番(小幡俊之)

私も県央の議会へ行っておりますので、知っております。

○議長(江口 徹)

28番 道祖 満議員。

○28番(道祖 満)

では、飯塚市のクリーンセンターは建設から何年になるんですたっけ。

○議長(江口 徹)

23番 小幡俊之議員。

○23番(小幡俊之)

28年目を迎えていると認識しております。

○議長(江口 徹)

28番 道祖 満議員。

○28番(道祖 満)

私が記憶しているのは、平成10年から稼働されておるとお思いますので、27年を経過しているというふうに思っておりますけれど、この間にですね、ここに書いております長寿命化の検討

と言われておりますけれど、飯塚市は延命化を図るために大規模改修をやっておりますけど、そういうことについては、いつ頃やられたかというようなことはもちろん承知して、紹介議員になられているんでしょう。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

その議論はやっておりませんが、会の方々に言わせれば、まだ使えるのではないかということで、長寿命化計画もしっかりと議論してほしいという要望でございました。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

このクリーンセンターを建設するとき、私は既に議員でありましたので、その当時のやり取りを記憶しておるんですけど。また、いろいろ請願が出てから、ちょっと資料を見たんですけど、大体こういう施設はですね、国のほうでは耐用年数20年というふうに言われておりますが、そういう内容は御承知でしょうか。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

耐用年数的なものは聞いております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

それで、飯塚市は平成22年から27年度にかけて大規模改修に取り組んでおるはずなんですよ。それはもう御承知かと思えますけど、その際に、これは、大体10年から15年たったときに大規模改修をして、20年というやつを大体35年ぐらい持たせるということで、延命化するというので大規模改修をしたという記憶がありますし、ほかのところの施設を見ても、大体20年のところを大規模改修して35年ぐらいまで稼働させるという計画で大規模改修に取り組んでおるんですけど、飯塚市は1回そういうことをやって、27年安定稼働させてきておりますけれど、35年をめどということになれば、あと8年程度しかありません。その35年をめどに延命化させたんですけど、これをもう1段延命化させるような取組をやることを要望しているというふうに理解したほうがよろしいんでしょうか。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

飯塚市の炉はシャフト式の熔融炉ですよね。耐火レンガ等の取替え、焼却バーナーの取替え等を含めれば、耐用年数を超えても利用できるという一説もありますので、そういった長寿命化の検討も十分なさせていただきたいという要望であります。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

先ほど言いました平成22年から27年の大規模改修の場合にですね、たしか炉の、今おっしゃった耐火レンガの耐火物、それとバーナー等の改修が行われておって、今日までもっておるんですよ。だから、さらにこれをやるほうがよいというような考えというふうに理解していいんですか。

それとともに、私が知っている限りでは、35年を過ぎて稼働している清掃工場が全国でどれ

ぐらいあるのか、ちょっと承知していないんですけど、そういう例というのは、参考までにあればお聞かせいただきたいというふうに思うんですけど。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

場所と地域は覚えておりませんが、42年ほどもっているというような実績もあると聞いております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

場所等は分からないということですね。そうですか。聞いておるなら、どこかで聞いたんでしょから、後ほどまた教えていただければ、参考になると思っておりますので、よろしくお願いします。

それとともに、令和4年度まで1炉体制で稼働しておりましたけど、私が心配しているのは、令和5年度から2炉運転しておりますので、さっき言いました35年まで稼働を目指してやるという方向でやっていますけれど、炉その他いろいろですね、負荷がかかってきて、傷みが激しくなってくるのではないかと考えておるんですけど、その点について、何か知識があればですね、やり取りがこの会の中であったか、そういうことが分かれば、ちょっと教えていただきたいんですけど。

○議長（江口 徹）

会議時間を午後5時まで延長いたします。23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

あくまでも会の会議の中での話ですが、飯塚市の吉北にあります熔融炉は精密検査をしたと、その段階では特に異常がないということ、会の中では報告が上がっておりました。そういう議論もあったのは事実であります。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

趣旨等は理解いたしましたけど、私もふくおか県央環境広域施設組合議会に出しておりますので、その際、令和6年度、予想していない修繕が10か所出てきたという報告があっておりました。定期点検等をやっておるんですけど、やはり施設が老朽化したので、そういうところが増えていくということが言われておりましたので、趣旨等は分かりますけれど、長寿命化については、私も会議に参加していて、一応、会議の中で、各施設通の老朽化が激しい部分については稼働停止・休止し、そして延命化を図りながら、新施設建設に向けて取り組んでいくということであったかと思っておりますので、一応、そういうような広域での動き、広域の議員がこの市議会に対して説明していないのは、誠に申し訳なかったと思いますけど、一応そういう状況であるということを紹介議員にご連絡だけさせていただいて、質問を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

紹介議員のほう、これは飯塚市議会議員の皆さんに請願ということで、まず、道祖議員が言われたように、今、3人、質疑応答をされた方は全て県央の議会に出ておられる議員さんだと思いますが、私たち、出てない人は、どういう話合いがあって、どうなったか、ある程度は分かるんですけど、詳しい話は、一度も報告を受けたり、皆さんどうしましょうかという話もあっていないんですね。

だから、これはあくまでも県央で決めることで、私たち飯塚市議会議員としては、予算が計上されたら、予算についてのときに質疑ができるのかなどしか思っていないんですね。

これを、1つずつ見ると、県央にも出されていると。市民と市議会の十分な説明と丁寧な協議の上で見直しを進めること。これは、今言われたような県央議会に出ておられる方々から、飯塚市議会に対して説明がない限り、これはできない。ごみの減量化や施設の長寿命化について、これも協働環境委員会があれば協働環境委員会でやれるんでしょうけど、どこでやるのか。市財政への影響が最小限となるように、これは県央でもし決まれば、決まったときに予算が上がってくるでしょうから、飯塚市は飯塚市の負担分が上がってくるでしょうから、そのときに、みんなでもむことができると思います。

こういうことで、全然、私たち分からないのに、この請願を受けることはできないと思います。これで、どういうふうに私たちが受ければいいんですか。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

分からないから受けないということを市民に対して言えませんので、まず1番の市民と市議会への十分な説明ですから、市民も説明を受けていないと。県央の議会のほうでも、市民説明会の請願が全会一致で可決されているが、いまだ市民への説明がないと。ですから、十分な説明をお願いしたいということですね。

もちろん、今、質問議員が言われたように、県央に行っていない市議会議員のほうにも詳しい説明がないので、そこら辺を丁寧に協議の上、見直しをちゃんと進めてほしいということですね。

先ほど長寿命化の話がありましたが、ごみの減量化を特に主張されておりまして、飯塚・嘉麻・桂川で一部事務組合としてごみ処理をしているが、各市町のごみの減量化、リサイクル方法、分別方法がいまだばらばらであると。こういう統一をすることによって、ごみの減量化を図るような検討もしていただきたいと。

それと、やはり市の財政ですから、飯塚市議会議員として、市の財政がどのような状況にあるか、逆算すれば、これぐらいまでの投資は、飯塚市として市民生活に影響を与えない財政規模だというようなものも十分検討して、県央のほうに伝えてほしいという請願でございます。

○議長（江口 徹）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

「ごみ処理計画の抜本的な見直しを求める請願」、どこで審議するんですか。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

これはやはり市議会ですら受けた場合、特別委員会をつくるのか、手法はたくさんあると思いますが、今のところその検討はしてありません。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はございませんか。7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

結論ありきの質問ではないので、優しく教えていただければと思っています。まず、不勉強ですみません。請願の趣旨として、強く求めますとあるんですけども、これが採択された場合、強く求める主体というのは、市長ですか、議会ですか。その辺りを不勉強なので教えてください。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

市民が請願権を当市議会に提出されております。市議会のほうで採択した場合は、飯塚市に対する、市長に対して議会のほうから求めるというスタイルになるかと思えます。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

ということは、この請願の趣旨としては、我々が検討することというのは、市長に対して1、2、3、4ですかね、こういったところを、市長から県央に伝えてくださいと。それを言うべきかどうか、我々は、今、検討しているということですかね。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

おっしゃるとおりだと思います。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

理解しました。ありがとうございます。

次がですね、筑豊の環境と未来を考える会について、御存じの範囲で教えていただきたいんですけども、こちらのホームページを見ると、その会の規則に、会員というのが市民と議員から成るということで、恐らくこの構成員に議員の方もいらっしゃるんじゃないかなと思うんですけども、この構成員として小幡議員もいらっしゃる形ですか。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

はい、参加しております。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

そうすると、この会というのは、会員が会費を持ち寄ったりですとか、そういうふうに運営しているという形なんですけども、筑豊の環境と未来を考える会に関して、ほかにどういった議員がいらっしゃるんですとか、どういったふうに活動資金を支えていらっしゃるんでしょうか。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

会のプライベートな部分ですので差し控えたいですが、質問に対して答えられる範囲でいきますと、飯塚・嘉麻・桂川の一般市民が参加されております。なおかつ、議員も賛同議員として入られておりますが、私はたまたま県央に出ている議員ですが、嘉麻・桂川のほうは県央の一部事務組合の議会には出ていない議員さんたちも参加されております。

会費につきましては、それぞれ会費を決められて徴収され、会費で運営をなさっているということです。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

この請願については、やっぱり腑に落ちるところ、腑に落ちないところが混在しているなというのが率直な受け止めです。市民と市議会の十分な説明とかはあったほうがいいなと思いつつも、今おっしゃっていただいた筑豊の環境と未来を考える会の一員として小幡議員がいらっしゃる

るという話がありましたよね。そうしますと、審査する議員と、これを出してきた議員と、そしてさらに県央で検討をされている議員と、1人3役やっぺらっぺらというふうに理解しているんですけど、この認識は正しいでしょうか。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

3役はちょっと意味が分からなかったですが、小幡は小幡でございますので。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

聞き間違いだったらすみません。この筑豊の環境と未来を考える会というのは、小幡議員も会員でいらっぺらっぺらという話と受け止めたんですが、聞き間違いだったでしょうか。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

私も会員でございます。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

そうしますと、例えばですけれども、ごみの減量化や施設の長寿命化について十分な検討を行うことを強く要求するという前提としては、この広域において減量化や長寿命化について検討していないじゃないかと、そういうことにお墨つきを与える論理構成になるかなと思っています。そういった中で、小幡議員はこの広域の議員でいらっぺらっぺら、本来はここを検討する立場でいらっぺらっぺらと認識しております。

そうすると、検討してくれという話を出してきた団体に小幡さんがいらっぺらっぺら、さらに検討すべき団体に小幡議員がいらっぺらっぺら、しかもこの案を賛成か反対かする組織に小幡議員がいらっぺらっぺら、かなり重複があるなど。これが1人3役の中身でございます。先ほどは伝わりづらくて申し訳ありません。いかがでしょうか。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

ちょっと質問の趣旨から変わりますが、この会が、言い換えれば、表現は悪いんですが、素人集団なんですね。県央に出席してある議員さんにも参加していただきたいという要請がありましたので、県央で話せる範囲を、この会のほうで報告させていただくために会員として入りました。この採決については、請願ですので、私は飯塚市議会議員でありますので、参加させていただいておりますので、1人3役という意味合いからして、そうおっぺらっぺらるのであれば、そうなのかなと思いますけども。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

1人3役であるというのは、今から話すこと的前提でございまして、本来であれば、飯塚市議会議員から選抜されて、広域に行っぺらっぺら、そこで今まで様々な検討がなされてきたという理解をしております。そうすると、本来であれば、ご自身がしっかりと検討すべき立場だったにもかかわらず、ご自身で検討してくださいという要望を出すというのは不思議な感じがいたします。この点、いかがですか。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

私は紹介議員であって、私が出しているわけではございません。市民の方々が、分別とかそういうのが、しっかりなされていないんじゃないかということでありまして、ちょっと誤解でしょうが、私が出している請願ではございません。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

小幡議員が出している請願ではないことは理解しております。紹介議員でいらっしゃると思います。ただし、先ほど申し上げたように、ご自身がこの会に所属していらっしゃる、ある意味ではその会というのは人の集団でございます。

すなわち、この会の構成員の1人として小幡議員がいらっしゃる。そうすると、ご自身が所属している会から、ご自身が所属している会に対して検討が不十分であるという話が出ている。この構造は間違いないでしょうか。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

私個人的な、紹介議員とすれば、確かに不十分であるので、この請願にも賛同したというところ です。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

いろいろその前提となる話を長々として、すみません。今回の広域というのは、どういう構成で意思決定してきたかという、我々の先輩議員が決めました。飯塚市、嘉麻市、桂川町から議員を選抜して、その委員会で物事を決めていきたいと思います。そういったルールで運営してきたと理解しております。

そういった流れの中で、さらに飯塚市議会からこの広域に対して、こういう検討をしてくれ、こういう検討が不十分だという話を言うのであれば、どこが検討すべき主体か分からなくなってしまうなというふうに思うんですけども、その辺りは、もちろん当事者でいらっしゃると思うので、どうお考えになりますでしょうか。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

ちょっとニュアンス的な質問があつて、ちょっと答えがずれるかもしれませんが、県央はあくまでも処理施設の建設に関する審議、もしくは組合長が代表として、執行部が出してきた議案に対する審議をするところが県央の議会ですね。

飯塚市に求められている請願は、飯塚市から出るごみの分別とか減量化とか、そういうのをしっかりと検討して県央のほうに伝えてほしいという意味合いですから、県央の議員だから云々というよりも、飯塚市議会がしっかりと、飯塚市民が排出するごみの量のチェックをする。もしくは、こういうふうに分別をすれば、もっと県央で処理してもらうごみの量が減るといったような検討を、市議会が主力になって執行部に要望しながら進めたいという会の要望でございました。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

最後の質問になるかもしれませんが。これは質問に直接答えていただくかどうかよりも、思いの丈を聞かせていただきたいという質問でございまして、今回の1、2、3と要望がございまして、1に関しては、市民と市議会の十分な説明を丁寧な協議の上で見直しを進めることとございまして、確かに市民と市議会への十分な説明に関しては、私ももう少し説明していただいていたのかなと思うところは正直に思います。一方で、2と3に関しては、広域の議事録を読みますと、長寿命化に関してのコストのお話ですとか、ごみの減量化と言いますけども、どんなごみがどれぐらい出てという分析があったりとか、財政に関しても、こういった国の財源を活用するとか、かなり議論はされているというふうには思っております。

そうすると、この要旨に関しては、説明が欲しいなと思う一方で、2と3の部分に関して、我々飯塚市議会から選んだメンバーが広域に行き、その広域でいろんな議論がなされて、それが議事録に残っていると。そういったところについて検討が不十分ですよというふうな意思表示をするというのは違和感があると。

この請願に関しては、なるほどなと思う部分と、首をひねるなあという部分が同居しているという受け止めなんですけど、この辺り、請願を賛成の立場として、こういうふうにと考えたらいんじゃないかとアドバイスがあればお願いします。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

質問者と重なるところは、市民も説明は十分に受けていないと思うんですね。一般の市議会議員も受けていないと思いますね。ですから、見直しを図るのであれば、しっかりと丁寧な説明をしてほしいと。ごみの減量化についても、今の計画を見直すという表明をされたので、見直すのであれば、分別から含めてごみの減量化も見直してほしいと。前提が見直しに当たっての請願要望でございますので。なおかつ、仮に見直しが今の計画よりも小さくなるということは、財政面の負担も小さくなるのではないかという会の想定からして、財政面もしっかりと検討してほしいということです。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

これは、ふくおか県央環境広域施設組合が、多分、市民には説明会があったかと記憶しているんですけど、市議会に説明に来てくれるんですか、要望すれば。可能なんですか。でも、県央議会にここから8名行かれているわけでしょう。そこで報告を受けてないので、そういう報告だったら受けられるかもしれないけど、今までされてないでしょう。そこに、今、紹介議員の小幡議員もおられるんだったら、そういう段取りを早くから取ってあれば、協働環境委員会があればやれたんでしょうけど、協働環境委員会がありませんので。もう少し丁寧に、そういうことを出てある議員さんたちがやってくれば、私たちが聞くことができたかなと思います。その辺を含めたところで、最後に言葉を聞かせていただければ。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

先ほど道祖議員も言われたとおり、施設は20年、30年使えますので、やはり我々、今現在の市議会議員として、しっかりと検討して、立派な施設を造りたいとは思いますが、ただ市民のほうからすれば、十分な検討がなされてないのではないかという、そういう不安要素もお持ちでありますので、先ほどの瀬戸議員の質問に答えるとすれば、そういった県央議会に出席している議員たちで説明の場を設けるとかですね、そういうのは私個人でいえば、やるべきだと思いますし、

ほかの7人の議員さんの賛同をいただければ、そういう場も開催していきたいと考えております。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

皆さんの説明、質疑に対して、ちょっと確認をしたいんですけど、提出者の方、紹介議員の方、今まで説明いただきましたが、私も組合議会のほうに出させていただきます。その中で、組合議会の内部的なことを、まず言われないうところもありましたし、この未来を考える会についての構成メンバーについてもお答えいただけませんでした。

その中で、まず、紹介議員の趣旨説明等がありましたけど、紹介議員のほうで思うところはですね、紹介議員でこの請願をお出しになっているけど、事実上、その組合議会の中で、ごみ処理の特別委員会ということで全員で構成している特別委員会がございます。その中の委員長という立場は、私の認識の中では小幡議員だったと思うんですけど、それは間違いありません。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

非常に回りくどい質問ありがとうございます。特別委員会の委員長は私でございます。

○議長（江口 徹）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

先ほど、この筑豊の環境と未来を考える会ということで、構成メンバーについて私は入っておりますということでした、紹介議員さんのほうですね。それと、そのほかの方について、嘉麻・桂川については、当然、その守秘義務があるから言えないと思うんですけど、飯塚の分については言えるんじゃないでしょうか、いかがですか。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

この筑豊の環境と未来を考える会のメンバー構成は先ほど言いましたよね。でも、メンバーについては守秘義務というか、個人的なプライベートな部分がありますので、省略させていただいたということです。

○議長（江口 徹）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

いや、違います。個人会員さんじゃなく、飯塚市議会の議員さんが入られているか、入られていないかをお伺いしております。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

私はあくまでも紹介議員でありますので、この会の許可を全て一任して受けているわけではありませんので、質問にはちょっと答えにくいところがありますので、ご了承お願いいたします。

○議長（江口 徹）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

すみません、ほかの質問に変えます。21日に県央の議会のほうに、この要望並びに請願、それから署名について提出されたということなんですけど、その後、組合議会が開催されました。

11月26日だったと思いますが、その中で組合長より発言がございました。その発言の内容を、

私の記憶の中でいきますと、今あるごみ処理場の容量並びにごみの減量化等を踏まえた中で、全面的に見直すということで発言をされて、皆さんもおられたと思いますが、その点についてですね、私の認識はそういう形で返事を頂いたという認識ですけど、紹介議員もそのような認識でよかったでしょうか。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

同じ県央議会で聞いておりますので、同じ認識であります。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私は「請願第15号 ごみ処理計画の抜本的な見直しを求める請願」に賛成の立場から討論します。

日本国憲法は請願権を規定し、第16条、「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。」

地方自治法7節、請願、第124条「普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。」

第125条「普通地方公共団体の議会は、その採択した請願で当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員において措置することが適当と認めるものは、これらの者にこれを送付し、かつ、その請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができる。」とあります。

ふくおか県央環境広域施設組合議会、11月26日に行われましたけども、そこで武井政一組合長、飯塚市長が計画の見直しを表明いたしました。その理由は、第1に、物価や人件費が高騰する社会情勢、第2に、ごみの処理量も人口や業者数の推移に伴って減少していることを理由に挙げているわけです。今後、処理能力などを必要な事項の一部見直しを検討した後、改めて公募とのことであります。計画の見直しを決定したのは正副組合長会議、11月7日に行われております。その前も後も、住民に対する説明は一切あっておりません。説明会は一切ありません。この見直しに関わって記者会見も行われず、19日間も、11月26日の組合議会まで、正副組合長、組合は秘密を保持したまま、つまり住民には一切情報がなかったわけでありまして。普通の市議会議員もその情報には接しておりません。施設組合と飯塚市の幹部だけの見直しでは、規模は縮小しても、物価高騰の影響を口実に事業費はかえって増えることにもなりかねません。

新ごみ処理施設の用地取得契約議案は、12月25日、木曜日、午前10時開催のふくおか県央環境広域施設組合議会の臨時会に提出されます。武井組合長、飯塚市長は11月7日の正副組合長会議で見直しを決定したと言いますが、利用目的は今後考えるという土地を含めて、現瞬間で利用目的のない土地を含めて約7千万円で購入するというわけでありまして。土地取得予算を確保するための補正予算は今申し上げました11月26日の組合議会で、賛成8、反対6で可決となっています。しかし、その対象となる土地の中に、申し上げましたけれども、当面必要のない土地を買収する予算が組み込まれているわけです。事業費21億円の余熱利用施設に限らないというふうに組合長は説明しておりますので、逆に言えば、これからどれだけ膨らむかわからないという状況です。組合長の無責任な見直しでは、事業費816億円の経費は増大しかねないというのが現実ではないでしょうか。

2市2町から選出の15人で構成される施設組合議会は、昨年12月議会で住民説明会を求める請願を全会一致で採択しています。ところがこの1年間、組合長も、また組合議会もこの住民説明会、先ほど言われましたけれども、一度もやったことがないわけです。新ごみ処理施設関連議案を提出したり、ましてや採決する前の問題ではないでしょうか。見直しに当たっては、住民の視点からの見直しこそ必要です。住民説明会の開催は、緊急課題中の緊急課題。正しい情報提供に基づいた住民の視点からの見直し、つまり、事業費の縮減にもつながるごみ減量、地球温暖化対策に貢献できる多様な新たな方向こそ研究が必要です。飯塚市はそのために、しかるべき役割を組合議会との関係で果たすべきであります。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「請願第15号 ごみ処理計画の抜本的な見直しを求める請願」について、採択することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成少数。よって、本件は、不採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 4時25分 休憩

午後 4時35分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。

「議員提出議案第19号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

「議員提出議案第19号」について、提案理由の説明をいたします。

本案は、意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「地方財政の充実・強化に関する意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策）、内閣府特命担当大臣（少子化対策）、内閣府特命担当大臣（若者活躍）、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）及び内閣府特命担当大臣（共生・共助）宛てに提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第19号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議員提出議案第20号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

「議員提出議案第20号」について、提案理由の説明をいたします。

本案は、意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「地域医療提供体制の維持・確保のための診療報酬改定等を求める意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣及び内閣官房長官宛てに提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第20号 地域医療提供体制の維持・確保のための診療報酬改定等を求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議員提出議案第21号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

「議員提出議案第21号」について、提案理由の説明をいたします。

本案は、意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「介護保険制度の改善に関する意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣及び厚生労働大臣宛てに提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第21号 介護保険制度の改善に関する意見書の提出」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議員提出議案第22号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。23番 小幡俊之議員。

○23番 (小幡俊之)

「議員提出議案第22号」について、提案理由の説明をいたします。

本案は、意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「全額国費による学校給食の無償化の実施を求める意見書(案)」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣及び文部科学大臣宛てに提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 (江口 徹)

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。26番 瀬戸 元議員。

○26番 (瀬戸 元)

この意見書に関して、ちょっとお尋ねいたします。学校給食の無償化なのですが、先日、新聞にも書かれていますが、小学校の分は何とかなるような形になっているみたいですが、これはあくまでも義務教育、中学校まで入っていますか。

○議長 (江口 徹)

暫時休憩いたします。

午後 4時44分 休憩

午後 4時44分 再開

○議長 (江口 徹)

本会議を再開いたします。23番 小幡俊之議員。

○23番 (小幡俊之)

現在、国のほうで閣議決定なされているのは小学校ですね。でも、今回、義務教育ですので、中学校まで無償化になるという場合においても全額国のほうで負担していただき、地方自治体に対する財源の負担軽減をお願いする、無償化を求める意見書であります。

○議長 (江口 徹)

ほかに質疑はありませんか。7番 藤間隆太議員。

○7番 (藤間隆太)

こちらの意見書なのですが、私立の小学校に関しては、どのようにお考えですか。

○議長 (江口 徹)

23番 小幡俊之議員。

○23番 (小幡俊之)

今、国の考えでは公立、私立がありますので、その按分、要は幾ら支援するか、無償化にする

かは、各自治体に委ねるという方向性で進んでいるかと認識しております。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

すみません、質問が分かりづらくて失礼しました。この意見書において、私立の小学校の給食費の無償化も求めているののか、公立の小学校に限ったお話なのか、どちらでしょうか。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

今回は全国の公立小学校の学校給食費の無償化でございます。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

ありがとうございました。ちょっと1個前の質問を聞き逃していたら、すみません。今回の意見書は、公立の中学校のお話も意見書として入っているということでしたでしょうか。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

先ほどの質問と重複しておりますが、義務教育ですので中学校も含めたところでございます。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

私立の小中学校は義務教育なんですか。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午後 4時47分 休憩

午後 4時48分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。会議時間を午後5時30分まで延長いたします。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第22号 全額国費による学校給食の無償化の実施を求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 4時49分 休憩

午後 5時01分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。

11番 川上直喜議員ほか19名から、「江口徹議長に対する議長辞職勧告決議」が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。この際、「江口徹議長に対する議長辞職勧告決議」を急施事件と認め、日程に追加し、直ちに議題とすることに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、「江口徹議長に対する議長辞職勧告決議」を急施事件と認め、日程に追加し、直ちに議題とすることは、可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 5時01分 休憩

午後 5時02分 再開

○副議長（兼本芳雄）

本会議を再開いたします。

「議員提出議案第23号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

辞職勧告決議案を朗読して提案理由の説明とします。

江口徹議長に対する議長辞職勧告決議（案）

飯塚市は今後、住民サービスや住民負担に関わる政策を含めて各分野の事務事業の見直しとともに、第3次総合計画策定の検討など重要な時期を迎え、市議会の監視機能の役割はますます大きくなる。

地方自治の本旨は住民の福祉の増進を図るところにあり、二元代表制のもとで市議会は市政に対する監視機関として責任を果たさなければならない。

江口徹議長は令和7年6月6日、閉会中に、調整もないまま飯塚市議会委員会条例第8条第1項ただし書きにより議会運営委員会委員及び全議員を対象に常任委員会委員に指名した。民主的な議会運営の集約である飯塚市議会の先例を議長が守らず、法の立法趣旨を無視したものであることはすでに明らかとなっている。この指名以降は議会運営委員会及び常任委員会は機能を停止し、各種審議会委員も選出できない事態が続いている。

江口徹議長が直ちに辞職願を兼本芳雄副議長に提出すれば、市民に理解される透明で公正なあり方で新しい議長が選出され、議会運営委員会とすべての常任委員会は民主的に確立され機能回復はすぐにも実現できる。すべての各種審議会への責任も果たされる。広報いづか2026年1月号の市議会の新年の挨拶も不掲載にはならない。

9月定例会における辞職勧告決議の後も江口議長は、市議会の意思を真摯に受けとめることなく議長職に執着して辞職せず、しかし事態打開のための会派・議員との調整は放棄し気力を失ったまま漂うように時を過ごした。

12月定例会を迎えるにあたり江口議長は、市長提出議案36件の審査について常任委員会への付託を省略すると非公式かつ非公開である議会運営に関する協議の場で提案し批判を浴びていったん撤回した。6月議会、9月議会に続いて議会の形骸化を進行させる危険なものであった。その後の議長が招集した常任委員会の正副委員長の互選は、立法趣旨に違反して6月6日に一方

的に任命された委員に呼びかけたものではあったが、事態打開の努力も見られず、結果として成立しなかった。そしてついに常任委員会への付託省略は押し切られるところとなり、追加議案2件及び請願2件についても議長は同じ手法を主張した。

こうした中で議案審査は、本会議での議案質疑だけとなった。議案1件ごとに質疑、討論、採決という審査を12月12日、15日、16日、17日、さらに最終日の18日午後まで続けてなお、未審査23件を残す事態に陥った。審査できた議案についても質疑は不十分で、議員の賛否の判断とともに市政にかかわる大事な点を市民に発信し、教訓を残す上で大きな弱点となった。江口議長の責任は重大である。この過程で市職員、教職員の給料改定に係る議案の審査を先行して行わない判断を示したことも指摘しなければならない。

飯塚市議会は6月24日、「5月臨時会から6月定例会にかけた議会運営の反省に関する決議」を可決し、「議会運営の誤りを深く反省し、市民に謝罪するとともに、今回の教訓に学び地方自治法及び関係法令を遵守し、多年にわたる民主的な議会運営の集約である先例を尊重し、議長の行為によってかかる事態が再び起こることのないよう決意を表明する」との立場を表明したが、今日まで江口議長によって事態はさらに深刻化している。9月定例会において、江口議長が職権を濫用し独断専行に走る口実となった委員会条例第8条第1項ただし書きを改正し再発を防止することに、すべての議員が賛成した。9月定例会での辞職勧告決議案については、反対討論を行う議員もいなかった。江口議長は市議会において信はなく、市の業務に混乱をもたらし、市民から批判を浴びている。

江口議長はすでに、これからの時期に求められる議長権限の正しい行使への気力を失って久しく、今後さらに議会運営において誤りを繰り返すことは明らかである。飯塚市議会議長がこのように汚名を日々刻み続けることは許されない。江口議長が漂うように気力なく議長職に座り続けることに、また、市民を忘れて意地を張り続けることに、どれほどの意味があるか真剣に考えたことがあるのか、厳しく問う声を聞いているはずである。

よって飯塚市議会は、地方自治と住民自治の原則の立場から、市政の監視機関としての議会の権限行使の正しい回復のために、江口徹議長に対して直ちに辞職願を副議長に提出するよう厳しく要求する。飯塚市議会。

以上で終わります。

○副議長（兼本芳雄）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、江口 徹議長から、本案について一身上の弁明をしたいとの申出がっております。これを許可することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成少数。よって、江口 徹議長の一身上の弁明を許すことは、否決されました。

質疑を許します。質疑はありませんか。23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

川上議員にお尋ねします。この議長辞職勧告決議案ですけども、これは何時に作成が終わったのでしょうか。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

何時に作成が終わったかは重要ではなく、何時に提出したかが重要であると思えます。時間を事務局で確認してもらっていいですか。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

提出された時間は、正確ではございませんが、おおよそ15時ぐらいに事務局のほうに提出されております。

○副議長（兼本芳雄）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

作成された時間をお尋ねしました。それが重要か重要ではないかというのは、回答すべき川上議員が決めることではないと思ひまして、私は重要なところですので、お聞きしております。作成が終わった時間を教えてください。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

作成が終わったというのは、提出者、それから賛成者の名前がそろった、判こを押し終わった、その段階のことを言われているんですか。

○副議長（兼本芳雄）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

辞職勧告決議案の案文ができた段階を聞いております。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

案文ができるのは、提出者、それから賛同者の最後の印が押し終わったときですので、それは速やかに提出しておりますから、15時頃ということになります。

○副議長（兼本芳雄）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

時系列的に案文ができて印鑑をもらいに行ったと考えますので、この案文ができた時間帯を聞いております。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

質問の意図がよく分かりません。これに賛成するか反対するかに、その質問がどれだけ重要かをちょっと説明してくれますか。

○副議長（兼本芳雄）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

逆質問はやめていただきたい。時間を聞いております。時間だけ教えていただければ結構です。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ですから、案文というのは、きちんとできて提出したときですから、15時頃でしょう。質問の意図がまるで分かりません。

○副議長（兼本芳雄）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

質問の意図は、この案文を川上さんがつくられたんでしょう。その時間を聞いているんです。その後、この案文を賛同者に回したわけでしょう。回して印鑑をもらう時間が必要ですので、その印鑑をもらう前に出来上がった時間、何時にこの案文を川上議員はつくり上げられたんでしょうかということをお尋ねしております。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この文章は、各会派、議員の皆さんにお届けしているものですよ、事前に。あなたの部屋にも行ったんですよ。あなたと金子さんがいなかったんで、ほかの3名の方にはお渡ししています。ですから、当然、あなたもそのときに受け取っているはずですよ。会派内で意思一致できていませんか。

○副議長（兼本芳雄）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

この案文の存在は存じ上げております。この案文ができた時間をお尋ねしております。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それを聞いてどうするんですか、そんなこと。

○副議長（兼本芳雄）

川上議員、答弁をお願いします。（発言する者あり）28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

時系列の話をしているから確認しますが、代表者会議が開催され、代表者会議が終わった時間は、事務局で分かるでしょう。3時に代表者会議が開催されて、たしか議会が再開されたのが3時半ですかね。時間を言うのなら、その間に、私も案文を自分の会派等に回しましたので、ご了承をもらったのがその時間帯、代表者会議があった後に、これを回しています。というのは、何かと言ったら、代表者会議の中で、本日の議事日程が全て決まったんです。どういうふうにするかと。時間延長の話も代表者会議の中でありました。本来なら4時で終わるところを、意見書まで審議するためには、時間延長は致し方ないと、そこまでの時間延長は致し方ないという申し合わせが代表者会議の中であって、そして、全ての議案が全部成立しないということが、もうその時点で明確になっていたはずですよ。そうじゃないですか、議会事務局。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

代表者会議の終了時間は15時5分となっております。本会議再開の放送をしたのが15時20分となっております。

○副議長（兼本芳雄）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

代表者会議には出席していますので、存じ上げております。この提出者の代表であります川上直喜さんが、この辞職勧告決議案を、原案をつくられた時間を聞いただけでありまして、答えられないので、議長、もう結構でございます。

○副議長（兼本芳雄）

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。10番 田中武春議員。

○10番(田中武春)

「議員提出議案第23号 江口徹議長に対する議長辞職勧告決議」に賛成の立場で討論したいと思います。

江口議長は、6月、それから9月に続いて、本12月議会においても、今日が最終日ですが、今日の午後まで続けても、今、状況は未審議の議案23件を残す事態となっております。このことは、やはり江口議長の責任は、私は重大ではないかというふうに考えますので、この決議に賛成をしたいということで、賛成討論とさせていただきます。以上です。

○副議長(兼本芳雄)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第23号 江口徹議長に対する議長辞職勧告決議」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 5時21分 休憩

休憩後、再開に至らず自然閉会

午後 5時30分 閉会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 26名)

1番	江口	徹	15番	永末	雄大
2番	兼本	芳雄	16番	土居	幸則
3番	深町	善文	17番	吉松	信之
4番	赤尾	嘉則	18番	吉田	健一
5番	光根	正宣	19番	田中	博文
6番	奥山	亮一	20番	鯉川	信二
7番	藤間	隆太	21番	城丸	秀高
8番	藤堂	彰	22番	秀村	長利
9番	佐藤	清和	23番	小幡	俊之
10番	田中	武春	24番	金子	加代
11番	川上	直喜	26番	瀬戸	元
13番	田中	裕二	27番	坂平	末雄
14番	石川	華子	28番	道祖	満

(欠席議員 0名)

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 兼 丸 義 経

議会事務局次長 上 野 恭 裕

議事総務係長 安 藤 良

書 記 伊 藤 裕 美

議事調査係長 瀧 上 憲 隆

書 記 宮 山 哲 明

書 記 奥 雄 介

◎ 説明のため出席した者

市 長 武 井 政 一

選挙管理委員会事務局長 手 柴 英 司

副 市 長 藤 江 美 奈

学校教育課長 吉 村 浩 一

教 育 長 桑 原 昭 佳

企 業 管 理 者 石 田 慎 二

総 務 部 長 許 斐 博 史

行政経営部長 福 田 憲 一

市民協働部長 小 川 敬 一

市民環境部長 長 尾 恵美子

経 済 部 長 小 西 由 孝

こども未来部長 林 利 恵

福 祉 部 長 東 剛 史

都市建設部長 大 井 慎 二

教 育 部 長 山 田 哲 史

企 業 局 次 長 今 仁 康

人 事 課 長 日 高 政 徳

企業誘致推進課長 柴 田 康 弘